

# 平成 30 年度第 1 回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 次第

日 時：平成 30 年 9 月 26 日（水）  
午後 1 時 30 分～

会 場：上越市役所 4 階 401 会議室

## 1 開 会

## 2 委嘱状交付

## 3 挨 拶

## 4 議 題

(1) 「人にやさしいまちづくりの取組」に関する市政モニターアンケート結果（案）  
について

… 事前配付資料 1-1、1-2、1-3

(2) 第 4 次人にやさしいまちづくり推進計画平成 30 年度実施計画の進捗状況につ  
いて

… 事前配付資料 2

… 当日配付資料 1

(3) 第 4 次人にやさしいまちづくり推進計画平成 31 年度実施計画（案）について

… 事前配付資料 2

… 当日配付資料 1

(4) その他

## 5 その他

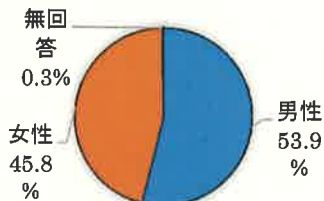
## 6 閉 会

# 平成30年度 第1回市政モニターアンケート結果報告書

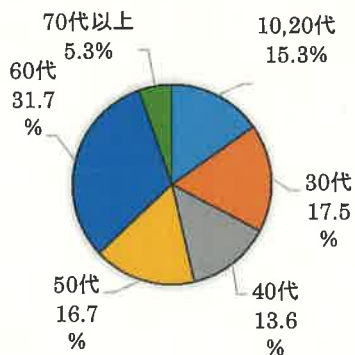
テーマ：① 「人にやさしいまちづくりの取組」について

- 調査期間 平成30年7月6日（金）～平成30年7月27日（金）
- 調査対象者 平成30年度上越市市政モニター 437人
- 調査方法 郵送によるアンケートの配布ならびに回収
- 回収数・回収率 □回収数 360 □回収率 82.4%
- 回答者の構成

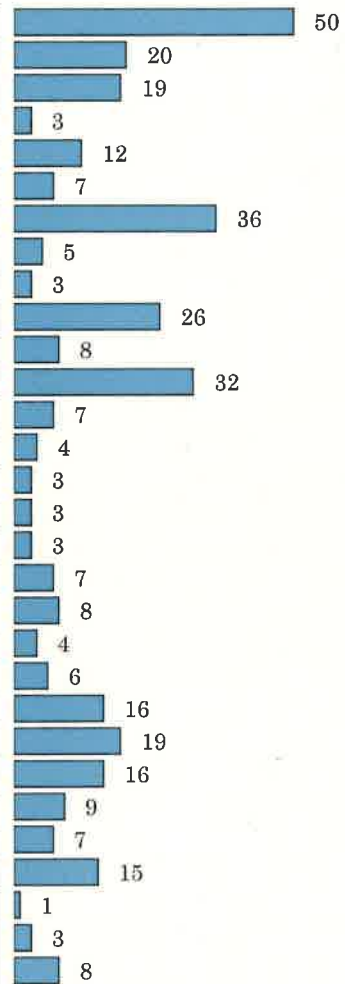
性別	回収数	※回収率	男女比
男性	194	81.2%	53.9%
女性	165	83.3%	45.8%
無回答	1	-	0.3%
合計	360	82.4%	100.0%



年代	回収数	※回収率	年代比
10,20代	55	75.3%	15.3%
30代	63	72.4%	17.5%
40代	49	75.4%	13.6%
50代	60	84.5%	16.7%
60代	114	93.4%	31.7%
70代以上	19	100.0%	5.3%
無回答	0	-	0.0%
合計	360	82.4%	100.0%



地区名	回収数	※回収率
高田	50	90.9%
新道	20	83.3%
金谷	19	82.6%
諏訪	3	75.0%
和田	12	75.0%
津有	7	77.8%
春日	36	80.0%
三郷	5	100.0%
高士	3	100.0%
直江津	26	108.3%
五智	8	50.0%
有田	32	76.2%
八千浦	7	100.0%
保倉	4	100.0%
北諏訪	3	60.0%
谷浜	3	60.0%
桑取	3	100.0%
安塚	7	77.8%
浦川原	8	72.7%
大島	4	100.0%
牧	6	100.0%
柿崎	16	76.2%
大潟	19	86.4%
頸城	16	72.7%
吉川	9	75.0%
中郷	7	100.0%
板倉	15	88.2%
清里	1	33.3%
三和	3	75.0%
名立	8	88.9%
不明	-	-
合計	360	-



※回収率=回収数/モニター数×100

### 【アンケート結果の記載方法について】

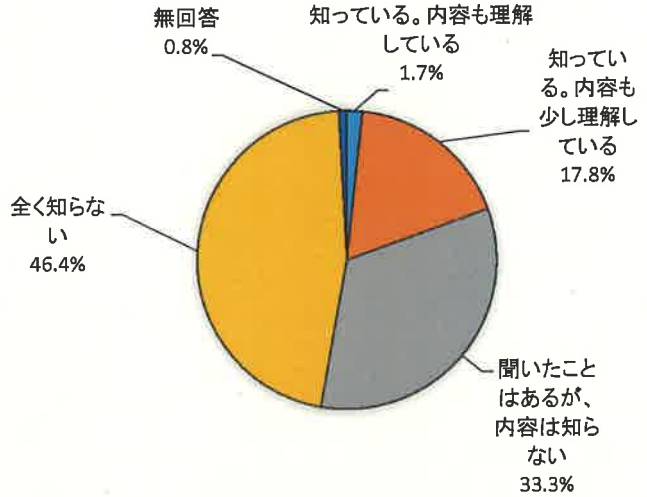
- 1 表中の「N」は有効回答者総数を示し、各選択肢の比率算出の基礎となっています。
- 2 表中の比率（%）は小数点第2位を四捨五入しているため、個々の選択肢の比率の合計が100%にならない場合があります。
- 3 「その他」意見に関しては、紙面の都合上、主な意見を集約、抜粋して記載していることがあります。
- 4 無効回答は「無回答」としていません。
- 5 回収率は、回答者の回答内容をそのまま反映しているため、合計が100%を超える場合があります。

# 「人にやさしいまちづくりの取組」について

問1 市では、平成11年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定し、誰もが安全・安心して快適に暮らせるまちづくり（人にやさしいまちづくり）に取り組んでいます。あなたは、このことを知っていますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。

N = 360

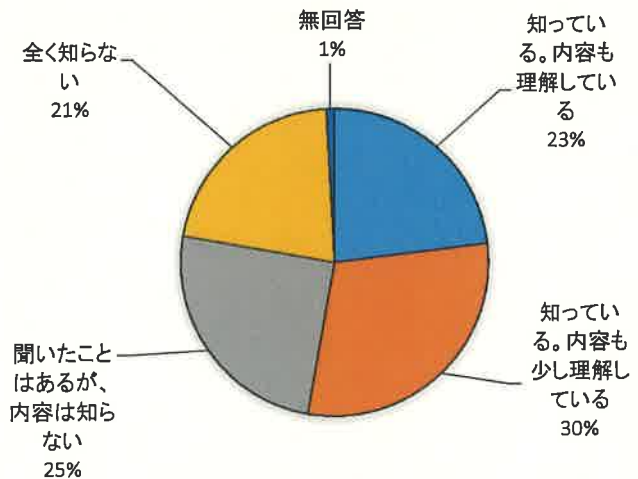
1	知っている。内容も理解している	6	1.7%
2	知っている。内容も少し理解している	64	17.8%
3	聞いたことはあるが、内容は知らない	120	33.3%
4	全く知らない	167	46.4%
-	無回答	3	0.8%



問2 あなたは「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。

N = 360

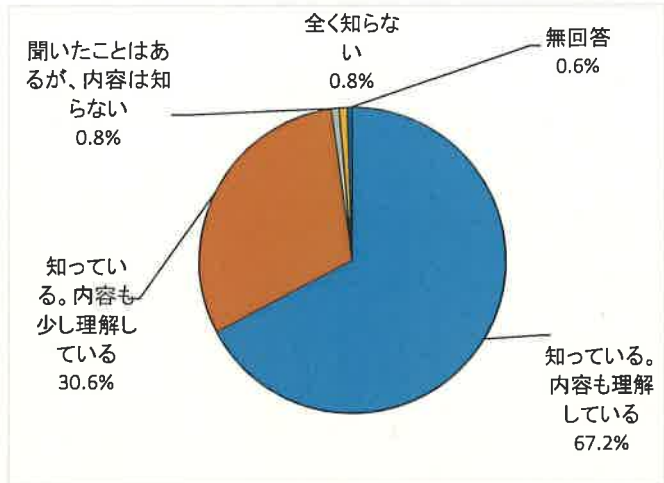
1	知っている。内容も理解している	83	23.1%
2	知っている。内容も少し理解している	107	29.7%
3	聞いたことはあるが、内容は知らない	90	25.0%
4	全く知らない	77	21.4%
-	無回答	3	0.8%



問3 あなたは、「バリアフリー」という言葉を知っていますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。

N = 360

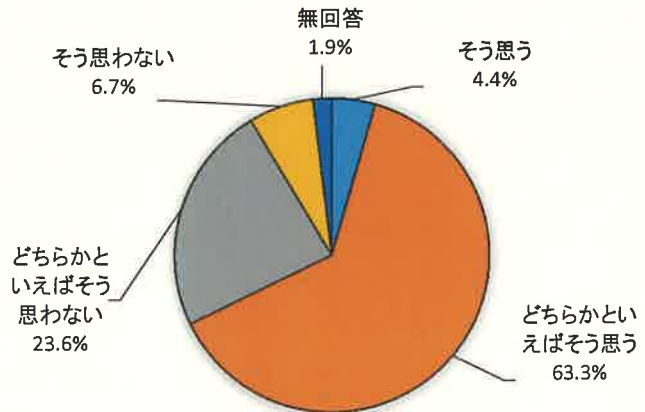
1	知っている。内容も理解している	242	67.2%
2	知っている。内容も少し理解している	110	30.6%
3	聞いたことはあるが、内容は知らない	3	0.8%
4	全く知らない	3	0.8%
-	無回答	2	0.6%



問4 あなたは、高齢者、障がいのある人等が学校教育や社会教育など、学べる環境が整っていると思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。また、「3. どちらかといえばそう思わない」「4. そう思わない」と回答した方はその理由をお書きください。

N = 360

1	そう思う	16	4.4%
2	どちらかといえばそう思う	228	63.3%
3	どちらかといえばそう思わない	85	23.6%
4	そう思わない	24	6.7%
-	無回答	7	1.9%



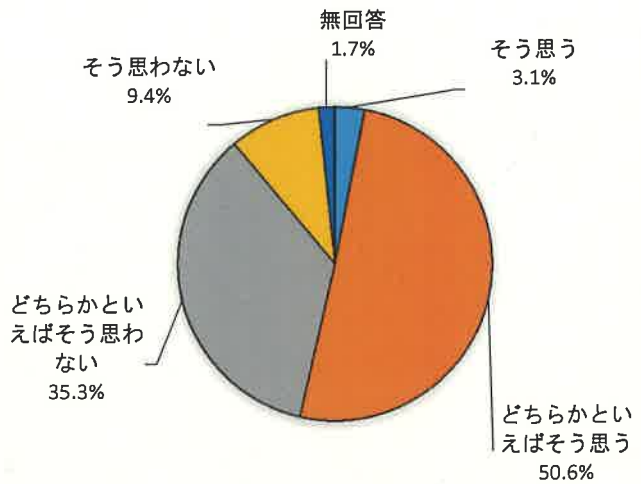
※ 「3. どちらかといえばそう思わない」、「4. そう思わない」と回答した理由 (N=109) の主な内容を抜粋

別紙に記載	

問5 あなたは、高齢者、障がいのある人等が働ける環境が整っていると思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。また、「3. どちらかといえばそう思わない」「4. そう思わない」と回答した方はその理由をお書きください。

N = 360

1	そう思う	11	3.1%
2	どちらかといえばそう思う	182	50.6%
3	どちらかといえばそう思わない	127	35.3%
4	そう思わない	34	9.4%
-	無回答	6	1.7%



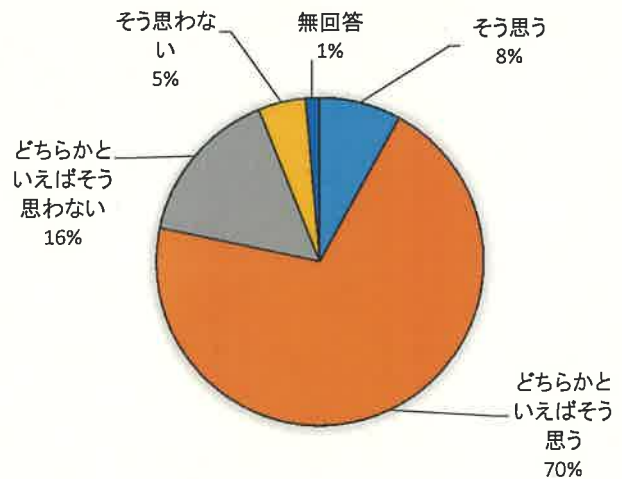
※「3. どちらかといえばそう思わない」、「4. そう思わない」と回答した理由 (N=161) の主な内容を抜粋

別紙に記載	

問6 あなたは、福祉に関するサービスが整っていると思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。また、「3. どちらかといえばそう思わない」「4. そう思わない」と回答した方はその理由をお書きください。

N = 360

1	そう思う	29	8.1%
2	どちらかといえばそう思う	253	70.3%
3	どちらかといえばそう思わない	56	15.6%
4	そう思わない	17	4.7%
-	無回答	5	1.4%



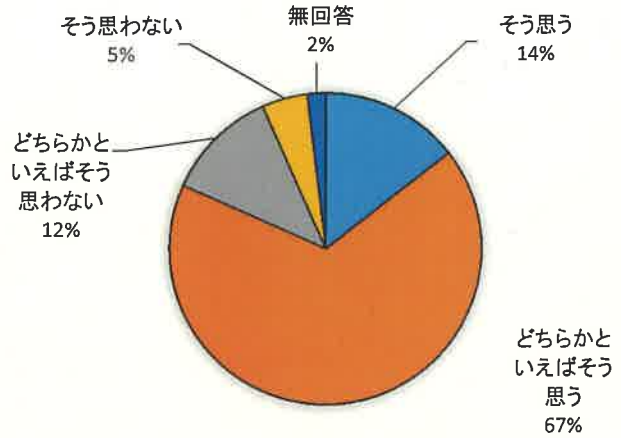
※「3. どちらかといえばそう思わない」、「4. そう思わない」と回答した理由 (N=73) の主な内容を抜粋

別紙に記載	

問7 あなたは、医療に関するサービスが整っていると思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。  
また、「3.どちらかといえばそう思わない」「4.そう思わない」と回答した方はその理由をお書きください。

N = 360

1	そう思う	52	14.4%
2	どちらかといえばそう思う	242	67.2%
3	どちらかといえばそう思わない	42	11.7%
4	そう思わない	17	4.7%
-	無回答	7	1.9%



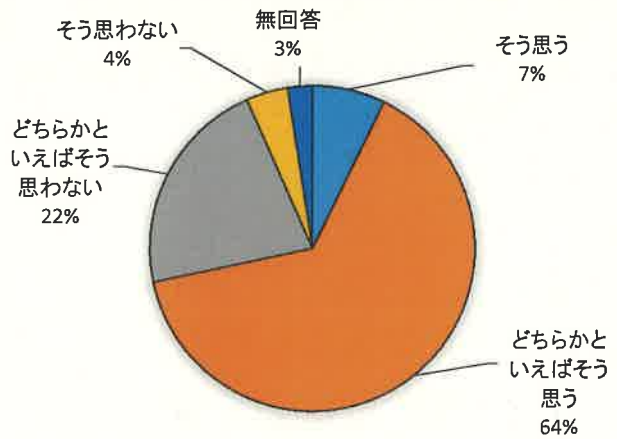
※「3.どちらかといえばそう思わない」、「4.そう思わない」と回答した理由 (N=59) の主な内容を抜粋

別紙に記載	

問8 市の施設は、高齢者、障がいのある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。  
また、「3.どちらかといえばそう思わない」「4.そう思わない」と回答した方は、その理由をお書きください。

N = 360

1	そう思う	26	7.2%
2	どちらかといえばそう思う	232	64.4%
3	どちらかといえばそう思わない	78	21.7%
4	そう思わない	15	4.2%
-	無回答	9	2.5%



※「3.どちらかといえばそう思わない」、「4.そう思わない」と回答した理由 (N=93) の主な内容を抜粋

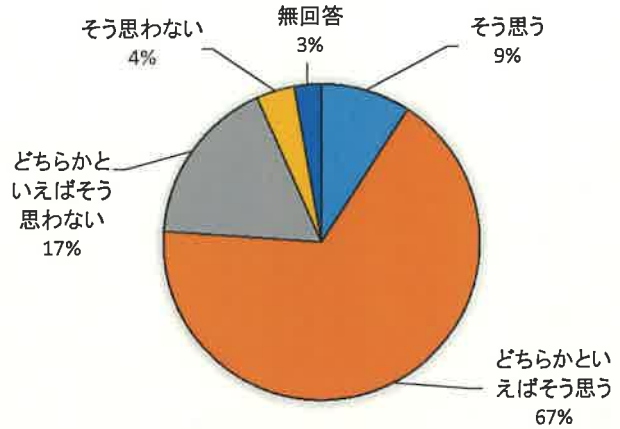
別紙に記載	



問9 民間の施設（病院、社会福祉施設、商業施設など）は、高齢者、障がいのある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。また、「3. どちらかといえばそう思わない」「4. そう思わない」と回答した方はその理由をお書きください。

N = 360

1	そう思う	33	9.2%
2	どちらかといえばそう思う	241	66.9%
3	どちらかといえばそう思わない	62	17.2%
4	そう思わない	14	3.9%
-	無回答	10	2.8%



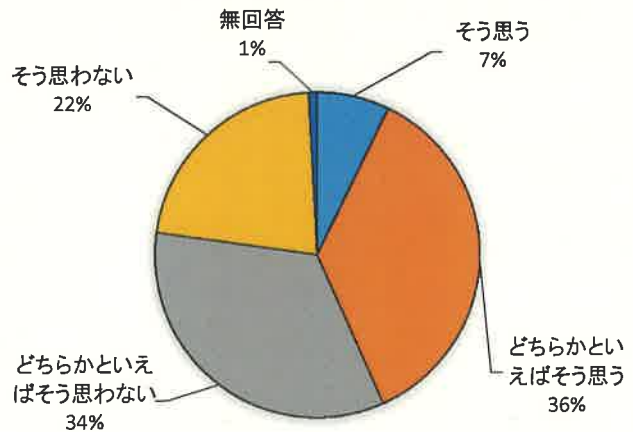
※「3. どちらかといえばそう思わない」、「4. そう思わない」と回答した理由（N=76）の主な内容を抜粋

別紙に記載	

問10 あなたの住宅は、高齢者、障がいのある人等が安全で快適に生活できる住宅だと思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。また、「3. どちらかといえばそう思わない」、「4. そう思わない」と回答した方はその理由をお書きください。

N = 360

1	そう思う	26	7.2%
2	どちらかといえばそう思う	130	36.1%
3	どちらかといえばそう思わない	122	33.9%
4	そう思わない	79	21.9%
-	無回答	3	0.8%



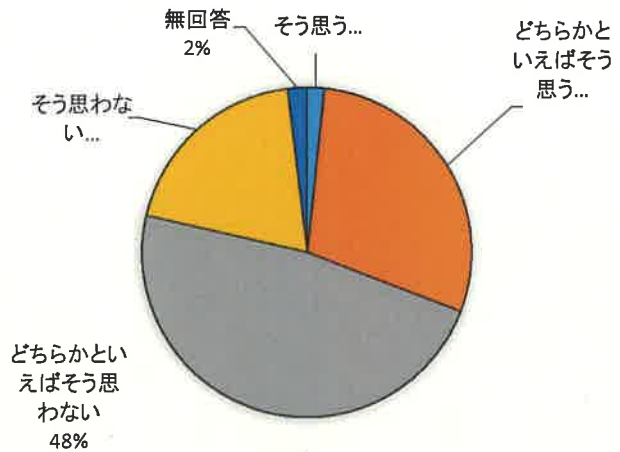
※「3. どちらかといえばそう思わない」、「4. そう思わない」と回答した理由（N=201）の主な内容を抜粋

別紙に記載	

問11 歩道や道路は、高齢者、障がいのある人等が安全で安心して利用できていると思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。  
また、「3. どちらかといえばそう思わない」「4. そう思わない」と回答した方はその理由をお書きください。

N = 360

1	そう思う	6	1.7%
2	どちらかといえばそう思う	105	29.2%
3	どちらかといえばそう思わない	172	47.8%
4	そう思わない	70	19.4%
-	無回答	7	1.9%



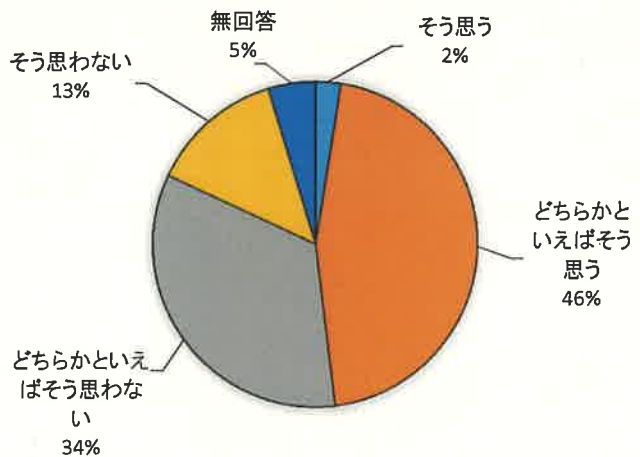
※「3. どちらかといえばそう思わない」、「4. そう思わない」と回答した理由 (N=242) の主な内容を抜粋

別紙に記載	

問12 鉄道や路線バスなどの公共交通機関は、高齢者、障がいのある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。  
また、「3. どちらかといえばそう思わない」「4. そう思わない」と回答した方はその理由をお書きください。

N = 360

1	そう思う	9	2.5%
2	どちらかといえばそう思う	164	45.6%
3	どちらかといえばそう思わない	122	33.9%
4	そう思わない	48	13.3%
-	無回答	17	4.7%



※「3. どちらかといえばそう思わない」、「4. そう思わない」と回答した理由 (N=170) の主な内容を抜粋

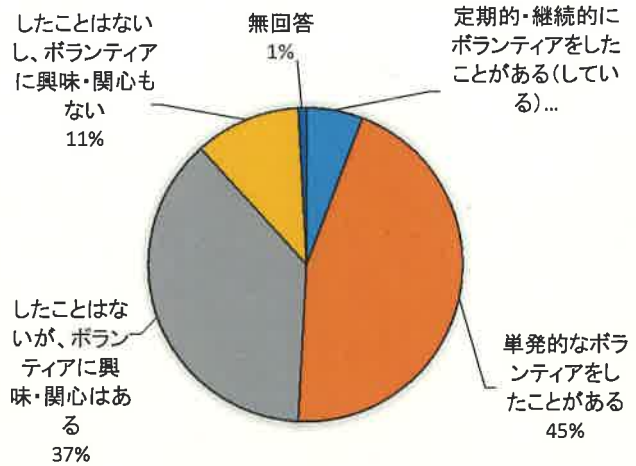
別紙に記載	



問13 あなたは、ボランティアをしたことがありますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。

N = 360

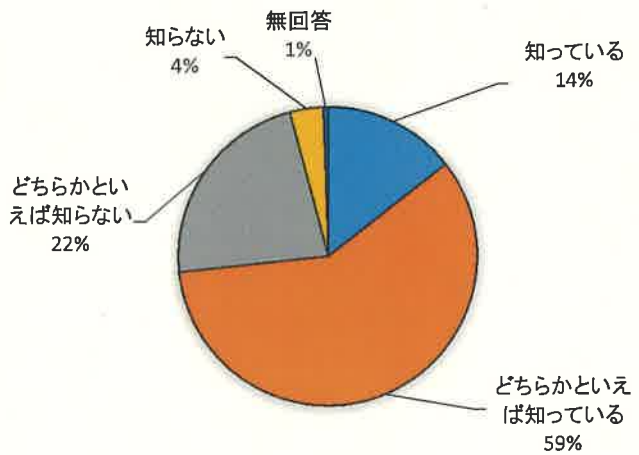
1	定期的・継続的にボランティアをしたことがある(している)	21	5.8%
2	単発的なボランティアをしたことがある	162	45.0%
3	したことはないが、ボランティアに興味・関心はある	135	37.5%
4	したことはないし、ボランティアに興味・関心もない	39	10.8%
-	無回答	3	0.8%



問14 あなたは、災害時にどのように行動すればよいか知っていますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。

N = 360

1	知っている	52	14.4%
2	どちらかといえば知っている	212	58.9%
3	どちらかといえば知らない	81	22.5%
4	知らない	13	3.6%
-	無回答	2	0.6%



問15 「人にやさしいまちづくり」について、日頃感じていることや思うことなど、ご意見がありましたらお書きください。

意見(※一部抜粋)
別紙に記載

その他の意見(※一部抜粋)
問4
どこで、何を、どうしたら学べるのか具体的に分からない。
障がい者の程度により様々であり、不具合もある。
整っている場や、情報発信が少なく、どこに行けば情報があるのか分からない。
学べるような環境にするために、具体的に何をしているのかが分からない。
分からないというのが本音。障がいも多様できめ細かに対応できないのが現状ではないのか。
特に障がい者、高齢者が社会で活躍している姿をほとんど見かけない。
まだまだ受け入れる側(会社・学校など)の取り組みができていないと思う。
身近で就職しては解雇されを繰り返している障がいのある人が、現実問題存在しているから。
情報入手が容易かどうか。ネットの情報は高齢者の方には入手しづらく、私自身の関心が低いこともあるが、普通に生活していて、目にとまった記憶がないため。
高田地区や牧地区では、学べる環境が少ない。車の運転ができず、幅広い教養を望むとなると、通信教育(講座)の受講となる。身近な社会教育施設で受講できない分、様々な講演会・イベントの開催を今後も期待学べる場への移動手段が少ないと感じる。
高齢者と障がいのある人を一括りにできない。学校教育ではそれなりに制度化されているが、高齢者と社会教育がどうだろうか。
学べる機会が周知されているのか。健常者へ的高齢者・障がいのある人との対応指導(学ぶ機会)が不足している。
高齢者や障がいのある人等が学べる場所がすぐ近くに無い。遠くまで送迎しなければ行けないし、そのような場所がどこにあるか等の情報も少なく、認知度も低い。
自分の孫が障がい者であるが、環境が整っていると感じないから。
通学方法・手段が整っていない。教える側のマンパワーが不足している。
実際の現状が分からないため、どちらともいえないが、環境が整っているという話を聞いたことはない。
交通などが、まだ高齢者や障がい者に優しくないと思うので、通学面の方も見てほしいと感じた。
学校内での車いすでの移動が不便(トイレの段差や階段、トイレなど)。
学校や社会教育をする建物等を見かけないのと、張り紙等も見ることがないので。
障がい者にはある程度整ってきているが、高齢者は本人自体の意欲にもよるが、周知されていない部分もあるのではないか。
例えば高齢者の定義が分かりづらい。能力も範囲も難しい気がする。小・中学校、高校、大学までで20年弱なのに高齢者の方々っていくつからいつまでで、何を学ぶ社会が整っているのか。
人口の減少の中、きちんとした整備の学校を造っても意味がないと思う。
健常者の理解が自分を含めまだまだ足りない。教育に携わる人の数も足りないのではないか。
自由に学べる・学んで良いと思えるような情報発信も少ないし、学ぶ環境を選択できる状況にないと思うため。
会場が不便で、講座の内容が偏っている。バラエティーに乏しい。

その他の意見(※一部抜粋)

市民全員での理解が足りない。知らない人が多い。

どうい環境があるか分からない。利用するのに負担がどの程度掛かるのか。

何事も本人の学びたいという意欲次第だが、バスにしても多々難しいのではと思う。

上越市が広域すぎて、学べる環境が少な過ぎるように思える。各地域自治区に環境施設の設置が必要であると思う。

既存の建物・施設では、環境を整えようにもスペース等の問題があり、その場しのぎ的になっているのが現状だと思う。

学校のエアコン導入率の低さ、エレベーター設置率の低さ、駐車場の未整備等かなりある。市民プラザ・教育プラザは交通アクセスが悪い。冬場の除雪もなっていない。

学校とか車いすの移動が困難だったり、段差が多い。

漠然とした印象であるが、場所(量)が少なく感じる。学べる環境がある、そのことをもっとPRしてほしい。

車の運転ができないと、なかなか参加しにくい。

障がい等のある人が、支援を要請した場合に対応される環境はあると思うが、自治体側から積極的に支援する形にはなっていないと感じる。

学ぶための情報が少ない。場所等も限られているのでは。

定年後の目標が立てにくく、65歳前にパンフレット等で知らせてほしい。

学べる環境があることが広く理解されていないと思う。整っていても利用されていないので、利用されて初めて整っていると言えると思う。

手助けをする人々の教育がない状況。自然に手を貸せるような環境になっていればと思う。

知っている人は障がい者家族とそれに携わる人で、まだまだ一般市民に浸透しているとは思えない。自分自身、親戚に障がいを持つ人がいるから知るだけの程度だ。

行政や関連団体の取組を把握していない。

高齢者が学べる環境は整っていないと思う。広報紙などで高齢者が気軽に行けるような講座などあまり見たことがない。

都会においては整い始めてきていると思うが、上越市ではまだまだのように思う。主に教育のレベルが高くなればなるほど機会が少なく、また、機会があってもそれを十分に知らされていないと思う。

高齢者などが学べる施設が近くに無い。また、催し物など近くで開催されにくい。

「学べる環境＝通所」という条件があれば、多くの弱者は一人でそれをクリアすることは困難と考える。

まだまだいろいろな問題点がたくさんある。高齢者がもっと気楽に利用できる場所が足りない(デイサービス以外)。

どうしても制限があると思う。障がいの程度にもよるが、自分ができることを探求して学んでいるような環境になれば良いと思う。

高齢者について、地元の公民館活動がこの頃不活発に思える。公民館としての機能が発揮されていないように思う。

低所得者は、昼の時間も学費の余裕も無い。

周り的高齢者や障がいを持つ方で講座を受講している方がいない。

さまざまな障がいを想定していない。

高齢者・障がい者が行ける施設が自分の周りに見当たらない。

環境が整ってきていると思うが、人が見る目で勝手な思い込みで接してしまうから、対話を大切にする必要があると感じる。

その他の意見(※一部抜粋)
トイレひとつとっても、快適にどのような人でも使える状態になっていないと思う。そして、ハード面だけでなくソフト面、人材も不足していると思う。
身近に自宅で介護を受ける人や一般の学校施設に入れずにいる方々がいるので。
障がい者への教育が遅れている。
声をかけてあげる人があまりいないように感じるから。
高齢化が今後ますます進む中で、環境が整っているとは決して思えない。家族・地域がどう関わっていくか、物理的な問題ばかりでなく個々の意識も大切だと思う。誰でも参加できるような公的機関の利用法がもっとあれば社会から取り残されなくなると思う。
問5
一概に、障がい者といっても様々な症状があり、自分に合った職を見つけることが難しくなっていると思う。
働いている方はごくわずかだと思う。シルバー人材センターの方はよく見るが、障がいのある方はやはり難しいのか。社会の理解が追いついていない。
障がいも多様で、きめ細かに対応できないのが現状ではないのか。
受け入れ体制が整っていないと思う。
身体的な障がい者は見た目ですりょう方だと相手も理解できるが、精神障がい者は理解されにくく、まだまだ働きにくいと思うため。
障がいのある人が働ける場所がどの程度あるのか分からない。
高齢者・障がい者を雇用する企業、団体が少ない。
高齢者についてはある程度良くなってきているとは思いますが、障がいのある方々への雇用環境は大企業等はある程度枠があるので頑張っているようだが、小さな会社等は無理があると思う。
障がいは人それぞれだと思うので、それに見合う仕事は限られるし、都合の良い仕事は無いと思う。民間も障がい者優先ではないと思うし、行政も少し無理だと思う。地方ならなおで、職がないから若い人は都会へ行くと思う。一般の人々もだいぶ理解してきたと思うし、昔より障がい者も働きやすくなったと思うが、満足かと言われると分からない。
市は実態を知らなすぎる。寄り添うなんて口ばかりだ。
身近で就職しては解雇されを繰り返している障がいのある人が、現実問題存在しているから。
まだまだ元気に働ける高齢者が活躍できる仕事があっても良いと思う。力や能力があるのに生かされていない気がする。
働いている人を見ることがほとんどない(主に障がい者)。バスが少ないので働きに行くのが難しいように思える。
整いつつあるとは思いますが、まだまだ末端の人たちがたくさんいると思う。
自分でできることを見つけられる人は、ボランティアでも社会貢献している人はたくさんいる。しかし、人の支えがない人は家事が中心になる。近隣の人が畑作りを教えてくださいと助かる。四季折々の行事参加。
事業者の障がい者への雇用がまだ進んでいないように思える。
年齢差別や障がい差別での低賃金。
雇用者側の協力(理解)が足りない。高齢者・障がいのある人の雇用促進をもっとするべき。
施設・設備などの環境的な部分は改善されてきていると思うが、心情面では、まだ偏見が持たれている場面多いように思う。人の心はなかなか変わらない。
高齢者の延長雇用はあっても、再就職は難しいと思う。障がいのある方の職場環境には、まだまだ偏見・理解不足があると思う。
人材シルバーセンター・障がい者施設以外、市内企業でどの程度の雇用がされているのか理解していない。

その他の意見(※一部抜粋)

高齢者・障がい者が働ける職場が少ない。

バリアフリーの施設が少ないと感じる

能力の評価・指導にあたるJOBコーチ的な人材が不足している。

たまに商業施設で見かけることはあるが、まだまだ整っているとはいえないと思う。

一定の年齢を超えると働けないという声をよく聞く。

車社会の為、通勤の利便性に欠けているから。

交通などがまだ高齢者や障がい者に優しくないなと思うので、通勤面の方も見てほしいと感じた。

働く環境、職場が整っているのかが良く分からない。高齢者の働く場、障がいのある人の働く場がどの程度受け入れ体制があるのか、実態がどうなのか示されていない。

健常者でも厳しい環境なのに、難しいと思う。

障がい者が働きやすいようになると良い。

高齢者、障がいのある人がコンビニやスーパー等で働いていない。

企業によって環境の差が大きいと思う。

昔に比べれば良くなってきているが、ここ上越の地元の会社の経営者の中には、残念ながら理解している人は少ない。

仕事がないなら上越市全体のゴミ拾いをお願いしたい。

バリアフリー化が進んでいない。企業への強制力がない。

受け入れ先が少なく、バックアップする機関が少ない。

ごく一部の会社しか環境は整っていないと思われる。

健常者の理解が自分を含めまだまだ足りない。教育に携わる人の数も足りないのではないかな。

私自身、退職後、60代前半でハローワークにて職探しをしたが、高齢者についていえば求人も少なく、半年探しても見つからなかった経験があり、働ける環境が整っているかといえば厳しいと思う。

生活していて、そういった場面に触れる機会がないので、高齢者・障がい者の働ける環境は、社会一般に定着していないと感じるため。

街であまり障がいのある人たちが元気に働いている姿が見られない。

対象者の状況・能力に合わせた職場が少ない。

給料が少ない。

精神的障がいのある方の働く環境は、まだ整っているとは言えないと思う。

企業側にもっとアピールが必要だと思う。

若い時に家族で都会より帰ってきたが、給料が半分になってしまった。働いてみて、経営者も一生懸命なのだが、会社がゆとりがない。

国内的に働ける環境が整っていないと思える。上越市も同じで働く場所が無い。

会社環境が整っていたとしても従業員の中には邪魔者扱いしたり、人を見下したりといった態度があったり、働きにくい環境になっている。高齢でも技術的には才能があっても、若い社員には邪魔者扱いにされたり肩身の狭い思いをしている方達がたくさんいる。

その他の意見(※一部抜粋)

そのような人たちが働ける環境であるように、いろんな制度があるとは思いますが、あまりそのような人たちが働いているのを見たことがないから。

中小企業では、環境を整えたくても予算のことを考えると難しいことだと思う。

本人および家族が外部の人達と接することが少ないように難じる。

行うことのできる作業がどのくらいにもよるが、事務的な業務などパソコンを使ったり、専門的な知識が必要な仕事が大半であるため。

中小企業では、まだごく一部のみと思われる。

事業主の理解度が不足していると思う。

障がいのある人が働ける施設や就労先は少ないと思う。

会社によって整っている所とない所があると思う。

高齢者・障がいがある人というだけで働く条件が悪くなる。働きたいと思えることができない。

自分自身が生活する場・勤務先の状況から判断。

障がいのある人の障がいの程度などに合わせて働ける環境を整えることが難しく思えるから。

障がい者雇用のため施設の改善補助金を申請したことがあるが、制度を使わないでほしいと思われるくらい煩雑な手続きが必要。

まだまだ会社側が障がいのある人などの理解が少ないと思う。

勤めている会社に障がいのある人がいないのと、周りの障がいのある人が民間企業に勤めていないため。

差別や偏見が多い。

企業に助成して雇用促進しているが、まだ一部のみで当人にあった職なのかよく分からない。

もう少し、障がい別に環境が整った事業所があった方が良いと思う。

ソフト・ハード面でも環境が整っているとは思えない。

特に障がいのある人の環境が無い。自分の会社は建設関係だが一人も採用していない。人手不足のためもあり、広く呼びかけてほしい。

障がいのある人・高齢者が働きたいと思ったら、全てとは言わないまでも働ける場がまだあると思えないので。

授産施設等で働けたとしても、賃金が少額でなかなか自立しているとは言えない。

働きたいと思っても職場が条件等に合うものが無い。

働く所が整っていても、そこに通う手段が無ければ整っているとは思えない。結局、家族に頼って負担が掛かっているだけだと思う。

中小企業が多いためか、まだまだ働ける環境が整備されていない。

働ける場所・労働条件等の情報が不足していると思う。広報等でもっと数多くPRすべき。

地方では人手不足の場所も多いため、人件費の面でも高齢者や障がい者の方を雇う余裕がない。

行政や関連団体の取組を把握していない。

自分が知らないだけかもしれないが、実際にそのような場面をあまり目にしないため。



その他の意見(※一部抜粋)

働きたいと思っけていても、きっかけがなく働けなかつたり、受け入れ側の人達の問題もあり環境が整っているとは思えない。

60歳以上になると、定年になり働ける場所がなくなる。

会社などで障がい者の人を雇うようには、最近になってからやるようになったとは思いますが、まだまだ少ない。もちろん職種などは限られてしまうと思うが、できることで働いて行ける環境・社会が望ましい。

身体障がいは、行政が税金でバリアフリーの職場を提供するが、精神・知能障がいは難しい。私の会社では、後者の方々への職業訓練・正社員採用を試みているが、本人の親元への甘え、家庭教育の不足(暴力事件を起こした例)、健常者側の技量から安定的労働は難しい。

身近なところで自営業をしている人以外で、高齢者・障がい者が働いているところを見たことがない気がする。

高齢者・障がい者が働いている施設を自分の周りで見ない。

父が病気で障がいが残ってしまったが、働き口がない。

障がいのある方の就労支援は事業所等で行なわれていると思うが、高齢者の方が働ける環境についてはあまり耳にすることがないため。

最近では定年後、再就職ができる方々が多くなつたし、社会環境が年金だけでは生活していけない現状があると思う。

高齢者については民間・シルバー人材等が整っていると思うが、障がいのある人については情報も開示されているイメージがないのでやや疑問。

自分の働いている会社には、そのような人は会社員として働いていない。

高齢者・障がいのある方が働く場合、補助金等で会社に支援があると思うが、根本的に働く前の準備が必要と考える。

全ての職種・職場で受け入れることは現状では不可能なので、希望するようには働けないと思う。

私が働いている会社は整っている方だと思うが、他の会社のことは分からないから。

人数に対しての雇用側の数が足りていないから。

障がいのある方は働く所が少ない。受け入れ先も雇用しなくてはいけないのに、それをしないのは環境が整っていないのではないか。すべての事業所が整っているかは疑問。

施設の場所も知らないし、内容も分からない。

今は求人が増えてきているため、高齢者でも職種を考えなければ何でもある状態。障がいのある人に関しては分からない。

障がい者雇用は企業に丸投げのため。

中小企業ではあまり手が回らないと思うから。

もう少し施設があれば良いと思う。

公共交通機関がバリアフリーでないから通勤するのが困難なため。

高齢者・障がいのある人を企業側が嫌う。それぞれに普通の人に無いものを持っている。賃金などで差をつければ良いと思う。

問6

上手に利用している人はわずかで、多くの方は我慢したり、近所・家族で何とかやりくりしていると思う。

老人介護等サービスがなく、死亡するケースもある。

福祉に関するサービスとは何か。どういったサービスの事を指し、どこと比べて整っていると問うているのかが見えない。

行きつくところは民間のサービスを個人負担で利用するしかないのではないか。

その他の意見(※一部抜粋)

公共性の高い建物では、障がい者・高齢者用の設備はあるが、一般の建物には福祉サービスは無い。

地域みんなで子ども達を育てようとか、スポーツや芸術・文化に一生懸命取り組もうといった活動が少ないように感じる。

福祉サービスがすぐ受けられない。

自身が3人の子どもを育てているが、保育料・児童クラブの料金が値上がりするなど、財政面もあると思うが、児童福祉は後手に回っている印象。

一部の人には整っていきそうに思うが、いろんな方、また、広い範囲ではまだまだと思う。

何を以て整っていると解答できるかが分からない。そもそも福祉サービスとは、百人百色で、行政が100%サービスできるものでもないし、困った時に誰に聞けば良いのか、情報のオープン化を追求してほしい。

福祉に関係する人の態度・言葉遣いの教育が必要。

高齢者への対策は進んでいると思うが、障がいを持った子どもを診てくれる専門の医療機関や施設など、子育て世代に対する福祉サービスをもう少し進めてほしい。

福祉を利用する術を知らない。その環境にないからなのか、広報が足りてないからか。

本人が希望することが行われているとは思えない。

利用者目線は分かりませんが、職員の少なさで負担が多いと感じた。

福祉に関するサービスが、何を指しているのか分からないから。

もう少し福祉に関してサービスをしてもらいたい。

民間の事業所では整っていると思うが、市としてはよく分からない。

制度的には進んできているが、提供者側が経験の少ない若い世代が多く、利用者側とギャップを感じる。そして経営者がその上にいるため、理解不足が目立つ。

介護士など、福祉サービスで働く人に対しても働きやすい環境をつくるべき。

現状に合っていない。サービスに対し、福祉を受ける側が合わせているように思う。

本当に救済されるべき人がサービスを受けているとは思えないから。

医療福祉従事者だが、自分の担当する方々のこれからを検討する時、困りごとが見つかった時、サービスが不十分で泣く泣くあきらめざるを得ないことが多々あるため。

目立ってやさしく親切的な街とは思えない。

介護施設が常時待機待ちの状態、なかなか入居できない。

定員があふれているから。

利用したい時になかなか思ったようにいかないことがあった。

身体の不自由な人が、老人施設に入れたい話をよく聞く。

市内の設備では不足しているように見える。建物は古いものが多いし、直している様子も見受けられない。

利用者の声や評価を聞く機会もない。

福祉サービスにどのようなものがあるかを対象者に知らせるところから必要と思う。

建物などのハード面が足りていないので、施設側の介助者が必要になり人手がかかる。

その他の意見(※一部抜粋)

介護保険や障がい手当等で利用できないため、困っている方が多い。

順番待ちなどの話を聞く。サービスを受けたい人に提供されていないのでは。

場所によって違いがある。

人材が不足していると思う。せっかく整備された施設があるのに活用されていないと聞いたこともある。

特別養護施設の数が不足していて、高齢者に情報が行き届いていない。

気軽に利用できる場所が少ない。

年々、高齢者が受けられるサービスはハードルが高くなっている。国からの施策もあるかもしれないが上越市としても考えてもらいたい。

サービスを目にすることがほぼないので分からない。

ある程度整っているが、現在の経済状況から個人の負担は大きい。

公共交通機関が全く不足している。

予算の配分が適正ではないため。

問7

救急や夜間医療等がもう少ししっかり対応できると良いと思う。救急外来で対応してくれないことが稀にある。

駅のそばに病院がない。

中山間地域から病院への交通手段が少なく、高齢者の医療費が高額になっている。

夜間に病院を利用したが、上越市に住み始めた頃で場所が分かりにくかった。

通院の際、何時間もかけてバスを乗り継いで行く人を見ることがある。

子どもの医療費が掛かる自治体は珍しいから。

以前、長岡市に住んでおり、医療に関しては高いレベルだったため。

大きな病院がたくさんあるが、医師が少ない。産業医も確保しづらい。

医療のサービスを受けないための健康プログラムや運動環境をもっと重視するべき。

開業医の小児科の医院などは増えたが、総合病院などを受診しなければいけない時の初診料の負担が厳しい。

市内の開業医で、歯科は多いが他は少ない。

一人暮らしで介護を余儀なくされるため、退院後の生活が困難。

他県は小児医療は無料であるから、県外との差を感じる。

上越市では大きな手術や重い病気になった時、選択肢があまりなく、他県で治療したとしても受け入れが難しい。

子育て支援等はあるが、少子化で子どもを増やそうとしているのに不妊治療費の補助がほとんど無いのには不満を感じる。

整形外科をもっと増やすべきだと思った。毎日混んでいて病院で待っている時間が長く、具合を悪くする方も多い。

その他の意見(※一部抜粋)

病院へ行っても半日、1日がかかりになる。もう少しスムーズになると良い。

病院の数が少なく、そこまでのバスの本数も少ない。

医師の確保ができていない。きちんと給料などを見直すべき。

70歳以上の人と子どもの医療費を無料にしてほしい。

病院において、スタッフが親切丁寧な所はあるが、技術的にはどうかと思う。良い人材は少ない。

以前住んでいた地域は、18歳まで医療費が無料だった。

県立柿崎病院の診療日(眼科)を増やしてほしい。

パターン化できる課題へ対応するサービスがあると思うが、個々の課題に対応できるシステムが不足。市の行政・事業所で考えるべき課題だと思う。

医療の内容によっては、上越市で対応できない。

土日に開業している所が少ない。

緊急で夜間救急外来を利用しているのに、紹介状があるかとか紹介状料金が発生するのはおかしい。病院をかかりつけ医にしてしまうと混雑するのは分かるが、それで紹介状がないと割高料金になってしまうのはどうかと思う。若い人より高齢者や幼い子どもが多いのに、個人院より病院のそういうところを改善してほしい。何かあったらと大きい病院を考える高齢者や幼い子どもの親がいるのと思う。

検査設備が整っている病院が少なく、検査を受けるのに日数を要することがある。

金銭的な面だけが評価基準になっている。

子どもの突然の病気(熱)などの対応が悪い病院がある。

障がいを持つ人を専門に診てくれる所が少なく、障がい者に対しての対応が分からない従事者が多い(偏見な目で見ている人がいるようだ)。

労災病院の診療科が減っている。病院の努力も当然だが、市としても是非協力し、診療科を以前のようにしてほしい。

医師不足など根本的な問題がある。

どこの医院に行っても待ち時間が長く、一日がかかりである。

市内等、病院に近い所に住んでいる人に対し、郊外に住んでいる人達は車がないと通院に大変で、かつ病院を選べない。他にかかりたくても紹介状もなかなか出してもらえない。

労災病院の経営・組織等、改良すべき点が多く見られる。直江津地区の総合病院として見直してほしい。

小児慢性特定疾病の管轄は県だが、定期的に病院に通って薬を受け取らなければならないが、1か月の医療費が1万円を超えることが少なくない。そのため、受給者証を持っていてもまず申請することがなく、医療費も健常者と変わらずなので優しくない制度だと思う。

医療サービスはたくさんあるが、どの医療が良いのか分からない。医者は儲かっているのもっとサービスしても良いと思う。

まず、かかりつけ医へ行き、次に大きい病院へ行くが、初めから行きたくても行けない。同じ検査をもう一度することになるので、二重払いになるのでは。

サービスがどういうものか知らずに受けているかもしれないから分からない。

もっと大きい病院と個人院が手を組むべき。個人院の医者が多いだけ。

大きい病院があるのに対応できないからと、他の病院に行くことがあるから。

病院はやはり増やすべきだと思う。特に高齢者が関わる整形外科と眼科の発展があれば良いと思う。

その他の意見(※一部抜粋)

整形外科をもっと増やすべきだと思った。毎日混んでいて病院で待っている時間が長く、具合を悪くする方も多い。

専門医が不足。待ち時間が長い。

問8

最近完成した「うみがたり」も車いすを使用する障がい者には優しくないと感じた。

あまり利用しているのを見たことがないから。

利用しやすいとは思えない。

昔からある施設へのバリアフリー化が未だ完成していない。

バスが不便。上越妙高駅までしかない。

良いところが表に出てこない現実があるのではないかと。障がいを持って、障がいのある家族を持って初めて理解できる。

新水族館「うみがたり」内は、バリアフリー的な点がほとんどないと、入場した方から聞いた。市では全く関与しなかったのか。

リージョンプラザや文化会館は、駐車場が道路を挟む形で距離が遠く、今後、近くに駐車場を新たに設置するなど検討してほしい。「ふくしのひろば」を開催時、関連施設職員のほとんどがこの意見であった。

全ての市の施設が高齢者・障がい者に対し、快適になっているとは思えない。

車いすでの利用は、まだ難しい場所が多いような気がする。

施設内のバリアフリー等と、その施設までの交通手段を含め、快適でないところも多いかと思う。

お店もないし、予約しないとタクシーも乗れない状況のため。

車いすで行ける場所は限られている。トイレ・通路が狭い。

駐車場の広さは良いが、車を降りてから施設入口等までの歩道を設け、より安全にしてほしい。

公共交通機関では利用できない施設が多い。

施設職員の対応が悪い。

数十年前に建てられた古い建造物は、エレベーターがなかったり、入口や通路が狭かったりして安全で快適とは言えない。利用者が安全な方を選んでいくより仕方がないと思う。

市役所は大丈夫かと思うが、先日南出張所に行ったが、狭くて不便だけでなく、1階に誰も利用していない公園のようなものがあった。また、駐車場がないため、1回の請求で余分な料金が必要。

大きい車いすを使用する人のことをあまり考えていないように思うので。

施設へもう少しスムーズに入れるようにしてほしい。

新しい施設は完全だが、古い所は遅れている。

スーパーへ車でないと行けない地域が多く、車の運転の難しい高齢者、一人暮らしの方は大変だと思う。

年数が古い施設が目立つ上越市ではまだまだと感じるし、指定管理者制度などの導入で、行政が目指している目標値よりかなり低い感じを受ける。

全ての施設が安全・快適とは思わない。地域自治区により格差があると思う。

案内が足りない。1カ所で済む工夫が欲しい。

その他の意見(※一部抜粋)

手助けをする人的なサービスが不足している。

段差や手すりがない所もある。

健常者の理解が自分を含めまだまだ足りない。教育に携わる人の数も足りないのではないか。

エレベーターやスロープ、車いす用のトイレなど、動線の確保・簡略化が不足している。また、ソフト面でも不親切に感じる。

図書館など、バリアフリーがそんなに進んでいる印象はがない。

造りが現代のニーズにマッチしていない建造物が多いと思うから。

交通手段が整ってないため、施設へ容易に行けない。特に冬場は歩道が雪に阻まれている。自動車優先になり過ぎであると思う。

市役所の場合、各部署の位置がわかりづらく、部によっては来庁者が多く、通路が狭くなり行動しづらい。

たとえ若年層であっても、快適に利用できるとは思わない。施設もそうだが、管理運営しているマンパワーにも力不足が窺える。自分の仕事しか見ず、全体の奉仕者である自覚が薄いように思う。やさしい一言と次の一歩。これを大事にしてほしい。

従来の施設の一部を無理に改装した所が多いようで、使用しにくい所が多いように思う。

階段の入口しかなく、スロープやエレベーターが設置されない所がまだあるのでそう思わない。

点字ブロックが剥がれている所を見たり、スロープの角度が急だと感じる施設(県)があった。

地域の集会場・公民館等は整っていない。

全体では足りていると思う。送迎のある人はいいが、足がなく交通の不便な人には手当てが必要と思う。

その施設によって違う。

バリアフリーの施設が少なく、車いすが利用できない所も多い。

新しい所は良いが、古い建物のトイレを改善してほしい。

トイレの整備が遅れている。

施設間でも差がある。ハード整備済みでも、円滑に気持ちよく利用するソフト面の配慮もほしい。

2025年問題で、高齢者施設の不足が想定されるため。

古い施設はバリアフリーが整っておらず、高齢者パスポートが使えないため。

目の不自由な方に対しては不満な点が多い気がするなど。

上越市総合体育館の車いす用トイレが1つしかないことに驚いた。施設も古く感じた。

施設の古さにもよるが、文化会館のトイレはひどい。

全ての施設ではないと思うが、建物でいえば介護する人も入れるトイレが不足。管理している人でいえば対応がまちまちで戸惑いが多い。

入口が狭かったり、段差があったりして、車いすの方には不便だと思う。

高齢者と若い人の人口が差があり、そういう施設で働こうとする若い人がいないと思う。

新しい建物でバリアフリー化されてても、古い建物にはあまり整備されていないように感じる。



その他の意見(※一部抜粋)

高齢者・障がいのある方にもいろいろな方々がいるので一緒に考え方ではなく、別々に項目がある方が良いと思う。

毎月2回、20年近く希望館を利用している。グループメンバーも高齢化により階段の手すりを頼りたい人が増えている。要望箱に意見を入れたり事務所へも要望したりしたが、後付け工事はできないとの回答。希望館の外階段は冬は雪で滑りやすく、年中手すりを必要とする人のために是非検討していただきたい。

身障者トイレは赤ちゃんのオムツ交換台が多い。誰もが利用しやすいようにベッドタイプに変更していくと良いと思う。

古い施設が多いので、新しい大きい施設を建てる前に、改修してやさしい施設を造ってほしい。自分が使っても高齢者・障がいがある人の目線で利用してほしい。

各区でいろいろと高齢者向けの催しなどを行っているようだが、行きたくても足がないため、ためらう人がいるようだ。

建てた時は快適に利用できたと思うが、施設もずいぶん経っているので危ない。タイルは剥げ落ち、床は抜けて、足を入れれば転ぶので危ない。

問9

受け入れ体制が整っていない施設が多いと思う。

高齢者・障がい者ではないが、乳児を一人で連れて出かけた場合に利用できるトイレがなく、困ったことが多々ある。

災害発生時の対応等。自然災害では想定外の事が起こる。病院だから安心、福祉施設といっても本当に大丈夫なのか。

駐車場など利用できないわけではないが、「安全で快適」かと言われたら、そうではないと思う。

もっと行政が指導すべきで、街全体が安全で快適となり、それをしっかり外部に発信すべきと考える。

段差など、町医者は全て行き届いていると思えない。

駅や商店など、健常者なら問題ないが、身体が不自由な人のことを考えた場合、まだまだ不十分。

商業施設など、一人で利用する際に不安があると思う。

新築の建物は対応できるようにしてあると思うが、商業施設はなかなか快適とまではいかないと思う。

自動車が中心の街で、どうしても歩行者が安全の中心とは思えない。

商業施設に関しては、通路幅など車いすの方にはもう少し広く取ればというイメージ。

大きい病院等はバリアフリーなど安全性を考えて利用しやすいが、民間ではまだなかなか利用しにくい所がある。

古い建物はバリアフリー対応になっていないので、安全で快適とは言い難いと思う。

県立中央病院の駐車場が狭く、誘導警備員の方がいてくださる。しかし、その人たちを置いても、やっぱり駐車スペースがないほど通路・入口付近まで満車になる。近隣に駐車場を整備してほしい。

障がい者が一人でも出かけられる環境になっていない。

当事者や付き添い人である人の意見を集めてほしい。

全般的に施設が古いため。

駐車場があっても、満車の場合が多い。

民間の商業施設の中には障がい者等では利用しづらそうな構造の店舗を見ることがあるから。

トイレ・通路が狭い所が多い。

施設職員の対応が悪い。

その他の意見(※一部抜粋)

介護が必要な家族を個人病院へ連れて行ったとき、あまり設備が良くなく大変な思いをした。田舎の病院なのだから、もう少し考慮してもらえたらと思った。

財政的な面で遅れがあるのかと思う。

施設によって格差があるように思う。

全ての施設が安全・快適とは思わない。地域自治区により格差があると思う。

健常者の理解が自分を含めまだまだ足りない。教育に携わる人の数も足りないのではないか。

誰でもが同じように不便さを感じない、そういったハード・ソフト面での検討がなされていないと思うため。

年金事務所の階段が急で使いづらい。

通路が狭い所が多い。体調不良時の休憩スペースや、成人でオムツを使用している人がオムツ交換をするスペースが無い。

全ての施設でバリアフリーでないところ。障がい者トイレの完備がないなど。

バリアフリー・ユニバーサルデザインに対応していない所が多い。

盲導犬を連れた視覚障がい者の人が、入店を断られたりするのには障がいのある人に対する差別にあたると思うから。

その病院によって違う。どのように対応したら良いのか分からない人がいる。

施設等は整っていても交通手段が整備されていない。

労災病院の見直しをしてほしい。

商業施設などはまだ手が入っていない状況に見える。

病院・商業施設などはバリアフリーが広がって利用しやすくなっている気はする。だが、安全かと言われれば首をかしげる。健常者の人の意識などもあるかと思うが危険は多い。

幅が狭かったり、段差が多い等、出入り口に改善の余地があると思う。

高齢者・障がいの程度によって違うので考えも違う。

駐車スペースも確保されているので安全とは思いますが、雨除けがあるわけではないので快適とは思えない。

商業施設などではまだまだバリアフリーを意識した造りになっている所が少ないと思う。

病院・社会福祉施設は快適な利用が可能であると思うが、商業施設は改善が必要だと思う。

車社会である今、雪国で不便なこともあると思う。細かいことは本人にしか分からないと思う。

問10

バリアフリーでないため。

家を建てた時、障がい者の利用を前提として建てていなかった。

高床式で階段が多く、冬では部屋によって温度差がある。

エレベーターが無い。

家が狭く、老後を暮らす家として、案内や導入補助を充実させて、前もって準備する事を今後望む。

その他の意見(※一部抜粋)

高齢者、障がい者が住むのを想定して造られていない。

高床式で、階段の昇り降りがあること。

昭和の古い住宅で、手すりなどバリアフリー化していない。

築年数が古いので、今のような段差のない住宅のような造りではない。

築45年で当時はバリアフリーなど無かった。

家族に高齢者などがおらず、手すりなどが無いため。

雪の事を考えて高床式にしてあるので、すでにその時点で快適ではないと思う。

築40年以上でこの先も家にはあまり金をかけたくない。

住宅内に高低差がある。

古い家なので、窓ガラスが多く、手すりが付けにくい。

社宅であるため。

段差・風呂などバリアフリーになっていない。

玄関にはスロープも無いため、入口から障害となっている。

建築した頃は皆健康だったが、年数が経ってくると道路から玄関までとか、家の中でも段差が不安になってきている。

バリアフリーの床になっていない。2階への手すり等がついていない。

階段や玄関などに手すりなどなく、健常者用に建ててあるから。

築40年以上のため、改築するにしても改築するような構造となっていないため。

スロープが無く、階段を上がって玄関まで行かなくてはいけないため。

狭く、車いすなど通れないから。

基本的に車いす等を利用した想定をして設計していないし、そのようにしても資金面で難がある。

廊下には握りやすい手すりが無いなど、バリアフリーになっていない。

まだ若いので移動などは大丈夫だが、将来的には難しいことがたくさん考えられる。

階段の勾配や廊下の幅、浴室等が高齢者・障がい者に不向きであるから。

バリアフリー等の高齢者・障がい者に優しいものはほとんど無い。地域的にも過疎化が進み、それに対する対応が不十分に思える。

夏は何とか一人でも暮らしていけるが、高齢化した時、冬の雪の処理ができないと思うから。

高床式で出入りが難しい。家の中の段差が多く、トイレ・お風呂・脱衣所が狭い。

入口に階段がある。

アパートのため、エレベーターが無いし、手すり等も無い。

その他の意見(※一部抜粋)

もし車いす生活になった場合、使うことができない。

古家であり、後継者もおらず、直すにもお金も生活でいっぱい、余裕が無い。

廊下の幅が狭く、色々な所に段差が多い。

築30年経っており、基礎も高くしてはいないが、当時はバリアフリーを想定して建てられていない。

築35年の住宅のため、外階段には手すりがなく、屋内も段差がある。要介護者がいる場合、リフォームが必要。

手すりや色々工夫はしているが階段がやはり辛いのではないかと思う。

手すり、玄関スロープが不足。

まだ高齢とっていないためかと思うが、少しずつ改善していく予定。

玄関が2階だったり、バリアフリーではない。

風呂場やリビングなどは段差をなくしたバリアフリーだが、2階へ昇る階段が急な角度で、しかも幅も十分広いと言えない。

住宅が古く、トイレ、風呂以外はバリアフリーになっておらず、改修も費用がかかる。

狭く段差もある。冬は寒くて、日当たりが悪い。

20年前に建てたため、現在の状況では不十分であり、当時の流れと現在の流れとは違いすぎている。

トイレに手すりを付けなければならないと考えている。父が2階にいるので、1階の部屋を利用できるようにしなければならない。

高齢者、障がい者がいないため、対応していないから。

階段や玄関の段差があるため。オール電化は安全だと思う。

階段や段差があり、廊下やトイレは幅が狭いため、障がい者や車いすの稼働に制約がある。

核家族でそういった視点で住宅を選んでいない。その立場になった時、とても困ると思う。

段差が多く、少しでも足腰が弱れば生活していけない。

冬時期の降雪時、除雪車の通過後に道路と住宅の境に山のように雪が積まれたままで住宅からスムーズに出られない。

玄関は階段しかなく、スロープが無い。リビング以外の部屋は全て2階にあるので階段利用になるため。

高床式の住まいなので、階段が玄関と家の中の2か所ある。

まだ家族が若いから。

玄関に段差があり、車いす等はスムーズに走行できないと思うから。

造りが旧式(純和風)なため、あちこちに不都合等が多い。

克雪住宅として高床式にしたが、高齢者は無理。

昔農家だったので、住宅も段差が多く、快適な住宅とはいえない。

段差が多く、階段も一段が高い。手すりは部分的にあるが不十分。

その他の意見(※一部抜粋)

玄関・家の中ともに段差が多く、風呂場も介護に適していると思えない。

階段や歩道、出入口の段差、家の内部が広くて困る。

階段が細くて急で一段ずつが高く、家前の道路には消防車や救急車が入れない。

建てて年数も過ぎ、その頃は皆若かったのでバリアフリー等考えてなく、また、今は家族も少なくなって改築も考えていない。

建物内外に割り合い段差が多い。出入口や通路幅が小さい。

車いす生活ができない。出入口の階段・室内のスロープ・室内の階段など。

階段が多く段差も大きいし、引き戸でないので身体を動かさなければいけないから。

低所得者向けアパートは危険・不便がいっぱい。

間口が狭く、車いすでの生活は無理。

家の中は段差のないバリアフリーになっているが、玄関までが階段になっているため年を取ると厳しい。

階段や段差が多くエレベーターが無い。駐車場の除雪など体力がないと大変。

段差があり、車いすが入るようになっていない。

段差は至る所にあるし、廊下などに手すりも付いていないため、移動や立ち上がりなどが難しいと思う。

全体的に狭いため。

2階にあるアパートだから。

健常者でも不便を感じる時があるので安全・快適ではない。

築40年を過ぎているので敷居はほとんど段差になっており、リフォーム済の浴室・トイレ以外バリアフリー化には大規模なリフォームが必要そうだから。

高床式で階段が多く不便。家族は足を痛めていたり、心臓に持病があったので辛そうだった。

ワンルームのアパートなのでそうは思わない。

平屋で広くない限り、安全で快適とは思えないから。

段差があり、雪が降ると歩きづらい。

問11

自転車が歩道を走っており、歩行していると危ないと感じる。自転車専用道路が少ない。

段差などの状況を見ると、歩く人の安全が確保されているとは言えないと感じている。

歩道のない道路で雑草が生い茂り、車いすを利用する時、車が恐くて歩けない。草刈りくらい徹底してほしい。

歩道幅が狭く、車とのすれ違いがストレスである。

点字ブロックなどの設置がないし、歩道も整備されていない。

標識等を明確にしてほしい。

その他の意見(※一部抜粋)
歩道がない道路では、高齢者の方や小さな子どもは安全に歩くことができないと思う。車の運転は十分注意が必要だと思う。
車の運転手の良心に頼る事が多い。
歩道の起伏が激しく、外灯が少ない。
目の行き届いていない場所が皆無とはいえない。費用対効果、行政もできないのではないか。きれいごとばかり言うなどの思い。
歩道が無い道路が多すぎる。道路の雑草・垂れ枝等は担当住民が取り組むべきと思う。
歩道は段差があり、冬は除雪していないことが多い。
まず、住宅道路に歩道が無いし、通学路にも無い。特に冬が危険。
年齢や障がいの度合いによって違い、重度な人でも快適に利用するのは不可能と思う。
自転車用、歩行者用、自動車用の道の区別があいまい。
高齢者や障がいのある人ばかりでなく、健常者でも信号の無い横断歩道等、車は止まってくれることなどなく、何のための横断歩道かと思う場面がしばしばあるから。
障がい者が安全で快適に利用できる道路などあるわけがない(障がい者優先だと一般人には少し不便になる気がする)。新しくできる道路が障がい者向けに造られていない気がする。
歩道が少なく、あったとしても乗り入れが多く、車いす等の人は車道を利用している。
雁木の段差はベビーカーですらきついで、車いすだとしたらもっと大変なはず。
雪対策だと思うが、段差がある。
障がい者用信号などを見ない。
歩道や路側帯の幅などは厳しいと思う。
歩道が狭かったり、舗装がはがれ、穴が空いていたりして歩きづらい所は多くある。
直江津の街中は歩道はでこぼこが多く、平常な人でも歩きにくい。道路も春先は除雪のせいか穴が多い。
昔の住宅地は歩道が無いので危険だと思う。高齢者や障がいのある人だけじゃなく、子ども達の登下校も危なく感じる。大雪の時は、さらに道幅が狭くなるのでどうにかしてほしい。
若い人がスピードを出し過ぎで、高齢者がもし道路を横断していたらと危険を感じた。道幅が狭いというより、運転マナーに問題があることも日頃感じる。
上越市はまだ首都圏に比べ遅れている。
歩道が無い所や狭い所もある。冬の雪道は歩道の除雪が無い所もあったり、遅くに除雪に入っていたりするため。
歩道が無い道、段差のある道、でこぼこの道、自転車・車いすが安心して動けない道、道路一つでもこれだけの問題がある。
車の交通マナーが以前より悪くなってきたと感じる。
段差が多くあり、また、歩行ライン・点字も整備されていない。雪国であるゆえの独自の取り組みも必要である。
冬は仕方がないこととはいえ、移動が難しいから危険な場所も増える。
街中は比較的整備されていると思うが、歩道の不設置や、冬期間の除雪など、中山間地域にはまだ不便な所がある。
施設・設備面ではずいぶんと良くなっていると思う。しかし、目の前に障がいのある人がおられた時、自然に手助けできる人がどれだけいるであろうか。そちらに力を入れることがこれからの課題であると思う。



その他の意見(※一部抜粋)

<p>小さな段差・歩道の狭い所など、視覚障がい・車いす生活にとっては、まだまだ問題点が多く見られると思う。</p>
<p>市内の道路の中には歩道がほとんど無いような場所を見かけることがあるから。</p>
<p>モラルに欠けた自転車走行が多い。点字ブロックの破損が多い。</p>
<p>歩道があっても、自転車が危険だったり、路面が平らでないため不安定。</p>
<p>道路が穴だらけだから危険。事故が発生しても不思議ではない。歩道が穴だらけで、高齢者で多くけがした人がいる。4年間歩道に穴があいたままで市は放置したまま。保倉小学校の通学路で、小さな子どもが穴に落ちた。</p>
<p>地元には道路(市道)がデコボコしたり水たまりになる所があり、なかなか補修されないので、電動や車で通る人は困ると思う。</p>
<p>本町だけでなく古い通りは電柱が道に出ていて、自転車を利用する人が危ない。また、歩道も段差が多く、車道との交わる場所はその段差が大きく、事故が起きてもおかしくないところが多すぎる。</p>
<p>交通量が多いにも関わらず歩行者用押しボタン等がない。</p>
<p>道路がデコボコしているなど、車いすや高齢者にやさしくない所もある。</p>
<p>歩道、道路ともに中途半端。仕方のないことではあるが、全て一部分だけ安全化や快適化があるだけ。</p>
<p>団地内の道路が狭いのでなかなかそう思いにくい。</p>
<p>点字ブロックに自転車が駐車しているのをよく見かけるから。歩道が狭いし、段差がある所が多い。</p>
<p>道路と歩道との段差があり過ぎる。</p>
<p>歩道が狭くガタガタしている所が多く、リハビリ、歩行訓練がしづらい。</p>
<p>高田地区郊外の道路は、歩道や自転車道が狭くて、危険な所が少なからずある。</p>
<p>県道で車の数が多いのに歩道がなく、でこぼこが多くて怖い。住宅が近くにあるのに速度50km制限はおかしい。</p>
<p>高田本町など、古い街並みは健常者でも歩きにくいほど整備されていない。</p>
<p>道路がガタガタ、歩道が狭い、視覚・聴覚障がいのある方達への目安となるものが少ないなど、自分達だけで気軽に出かけられるような環境が整っていないと感じるため。</p>
<p>手すりを付けられるところは付ける必要がある。</p>
<p>主要道路は整備されるが、中小の道路はあまり整備されていない。特に冬場は歩きにくい。</p>
<p>歩道にも関わらず、点字ブロックの上に駐車して工事等をしている労働者を見かけ、住民にも点字ブロックの意識が無い。観桜会時に、露店が点字ブロックの上で並んでいるのを毎年見かける。</p>
<p>道路状態が悪いと思う。歩道を自転車などが通っているから危ないと思う。</p>
<p>段差のある歩道が気になる。歩道の幅が狭いことと、子どもも大人も自転車で止まらずに曲がり、走っている。歩行者が気を付けなければいけない。</p>
<p>歩道での自転車運転が多い。冬場の歩道は雪に覆われており、一般の人でも歩けない。横断歩道での歩行者の気遣いが無く、道路は車社会が優先になっている。</p>
<p>盲目の方のための道路が少ない。また、あっても平気で踏んでいる人がいる。</p>
<p>一般的に歩道が狭く、街路樹が邪魔になっていることがある。雁木にマナーの悪い自転車が危険。</p>
<p>歩道の片側が坂になっている部分が多くある。</p>
<p>幅の狭い歩道が多いと思う。段差も気になる。道路の路肩側は段差があり不安定だと思う。</p>

その他の意見(※一部抜粋)

バイパスを渡るのに、高齢者は時間がかかり、青信号の間に渡り切れない姿を見かけたから。
地区の県道は、歩道と区分されていない部分が多く、歩道も県道も脇の草が覆いかぶさっていることが多い。
道路幅が狭いと歩道も無いから快適に利用はできない。また、横断歩道のライン線も国道・旧道問わず薄く、自動車を運転していて分かりにくく危険だと思う。
工事が多い。高齢者・障がいのある人向けの道路が多いと感じたことはあまりない。
アートホテルとあすとぴあ前のスクランブル交差点に補助信号が無く、右折がしにくいいため、歩行者が危険な目に合っている。
冬期間除雪のため道幅が狭く、車が通る時に歩行者が危険。また、歩道除雪ができていない時もあり、車道から歩道へ歩道から車道へ出る時が大変。
横断歩道の白線の明確、また、高齢者・障がい者のための手すり等の設置が必要と思う。
点字ブロックの上に自転車や自動車が止められているのをよく見かける。市民・学生に対しての教育も必要。
高齢者などに限らず歩道の整備が整っていない所がまだあるから。
歩道は段差があり、車いすで通ろうとした時、結局車道の端を通ったことがある。
道が狭く、冬は特に大変で、十字路の信号が分かりにくい。
歩道が狭かったり見通しの悪い場所があったりと、歩行者・運転者両方の目線で不便に感じることもある。
新しい道は段差が少ないと思うが、古い道路は歩道に段差が多いように感じる。
歩道が狭い・無い所が多く、高齢者だけでなく通学の子どもなどにも危険である。
道路と側溝とに段差があり、側溝の蓋もガタガタしていてつまずきそう。
歩道が整備されている道路も部分的であり、歩道上の障害物も多いと思う。
段差があったり点字ブロックが無かったり、杖歩行・車いす等で歩行する時に安全に歩行ができない所がある。
横断歩道で止まらない車が多く見られる。
段差・側溝等、必ずしも安全とは言えないため。
市内と市外では違いがあると思う。公共交通機関との関わりがあると思う。
歩道と車道が白線だけで分かれていたり、歩道が狭いと感じる。冬になると歩道が雪で埋まり、車道を歩いているのを見ると心配になる。
歩道の除雪が後回しで弱者の外出が容易ではない。
路線により各戸の乗り入れ部が歩道として平滑でなく危険である。
他市は通学路・歩道はグリーン、またはブルーのペイントで表示してあるので少しは安心。上越市はほんの一部のみ。
住宅が増え視界が狭い場所も増えたので安全とは言い難い。
横断歩道で車が止まらない。歩道自体・歩道と車道の境いたる所に段差有。青信号の点灯時間が短い。平滑でも幅が狭い。勾配も配慮されていない。
車道で自転車に乗るお年寄りが危ないと感じる。
安全・快適の定義が不明確であり、完璧な安全を求めることは不可能と考える。また、費用の問題も出てくるので困難な課題である。

その他の意見(※一部抜粋)
段差、蓋無し側溝、ひび割れ、陥没が所々あるから。
仲町の雁木通りや寺町・裏寺通りなどの歩道は、デコボコで段差が多く歩きづらく感じる。
場所により変わるが歩道の広さ不足、車道との段差があり、車いすでは困難が多い。地域により歩道の雑草がすごく、健常者でも大変。
音が鳴る信号があるのは市役所の所だけなのか。青信号の時間があまりにも短い所、歩道と車道が近すぎる所も多いため。
聴覚障がいのある人をサポートする音の流れる信号機を設置している場所が少ないから。
歩道は狭い所もいろいろな地域にあると思うし、車いすの方などにとってはもう少し幅にゆとりがあると多少は安全なのではと思うこともある。
整備された広い道路で、見通しもよく防犯面はまあまあ安全に思うが、小・中学生の通学路で使用するには、学校までの細い道を見ると、子どもを通わせるのが少し怖く感じる。
道幅が狭い場所があり、車が通ると危険と感じる。
古い所、崩れている所、狭い所があり、雪道になると塞がる所も多いから。
狭い歩道がある。歩道の段差など車いすの人には大変だと思う。
幹線道路は整備されているが、そのほかは勾配が厳しく、安全とは思えない。
交通量が少ない道路には歩道が多く、交通量の多い所には歩道が少ない。
歩道が狭かったり車道自体も広くない所が多く、自転車が歩道を走り、危ないことがあるため。
広い幅があり、きれいに舗装がされている所もあるが、インターロッキングブロックの所は、ベビーカーや車いすにはガタガタと振動があり優しくない。
車が法定速度を守っているとは限らないので安全だとは思わない。
障がいの程度によっては、信号等に関して安全ではない。
まず、車の運転手が安全な運転をしていない。また、自転車が車道を走るようになったが、道路がそれに合っていない。だから歩行者・ドライバー・自転車の全てが利用しづらい。
段差や傾斜になっている道路・歩道があり、車いすでの移動の場合困難だと思う。
問12
山奥へ行くほどバスの本数は少なく、料金も高く、乗り継ぎもできないので、マイカーで対応している。
大変苦勞している人を見かける。
バスは本数が少なく、経路も理解しづらいので利用していない。
車社会、鉄道・バスに乗車したことがないため、今は関心がなく分からない。
駅のホームなど、バリアフリー化が不十分で、健常者主体で造られている所ばかりだと思う。
特にバスの場合、バス停までが遠いので、集落の中に入ってきてほしい。
無人駅が高齢者一人では危険だし、不安だと思う。
年齢や障がいの度合いによって違い、重度な人でも快適に利用するのは不可能と思う。
エレベーターが設置されたり、以前に比べれば格段に良くなってきているとは思いますが、まだまだ安心して出かけられるような状態ではないと思うから。

その他の意見(※一部抜粋)

公共交通網がわかりにくく使いづらい。高齢者の移動手段が少ない。

健常者でもバスのルート検索が大変で分かりにくい。

車いすでの外出の際、無人駅やバスは利用できない。

長岡市と比較して、バスの本数は10分の1。長岡駅で高齢者・障がい者はよく見たのでバスは必要。

駅のホームは危険が多いように思う。エレベーターもホームから分かりにくい所にある。

無人駅等が多くなり、交通弱者にとっては不安を感じると思う。

電車やバスは1時間に1本ぐらいしかないので、病院に通うのにも不便だと思う。バスは、車いすだと乗降するのが大変そう。

便数が少なく、バス停等まで行く手段が乏しい。

バス停留所が狭い所がある。

鉄道は接続が悪く、本数が少ない。路線バスは高い。免許の無い人や通学の人に、無料か一律で乗れるようにしてほしい。

市内の路線が分かりづらい。路面電車のある街などと比べて不便である。

時間通りにバスが来ない。

春日山駅には車いすの人は入れるだろうかと思うから。

バスが1時間または2時間に1本しかない。

ノンステップバスの台数が少なく思う。

バスや電車は1日の本数が少ないし、また、停留所の放置化・無人駅等、安全・快適に利用できるとは思わないから。

本数が少ない。

高齢者・障がい者は付き添い者がいても、路線バスを利用するのは難しいと思う。

実際に乗るまでと、降りてからが特に困難なので利用しにくい。

本数が少なく、乗り継ぎがうまくない。

利用者が少ないので本数も少ないし、昔と比べてバス路線も細やかになったため、目的地まで時間がかかる。

鉄道では電車とホームの幅が違いすぎる。また、高田駅はエスカレーターがないので不便。

本数が少なく、電車は快速がない。バス停に休むスペースがないところがある。

電車は車いすで一人は難しいと思うし、目の悪い方も難しいのではないかと思う。

設備的に安全、快適化は限度があるため、マンパワーにお願いしなければならない部分があるにも関わらず、効率化や経営のため、人が少なくなっている。必要としているときに助けがもらえない。

路線バスはステップが高く、乗り降りが困難な場合がある。

バスは雪国なのでどうして段差ありきになっている。古い駅等はエレベーターなどが整備されていない。

視覚的案内が少ない。切符売り場が車いすに対応していない。

その他の意見(※一部抜粋)
新幹線は車いす利用の方でも対応が十分と聞かすが、身近な路線バスについては乗降時の段差が大変であり、また、一部停留所以外腰掛も無く、屋根無し露天でのバス待ちとなり、安全快適とは言い難いと思う。
駅・バス停、また、乗り物自体に配慮されているものがとても少ないと感じる。また、本数も少なく、自家用車が無いとどこにも行けない地域も多い。エリアによる差も大きい。
駅まで歩くには遠いので、コミュニティバスを増やしてほしい。
公共交通は利用しにくいので、タクシーなどの利用者が多い。
路線バスは車いすの乗降できる停留所が少ない。古いバスはステップが高く乗降しにくい。
路線バスはもっと増便しても良いと思う。トキめき鉄道になってから、夏は暑くて冬は寒いホームがより際立っている。待合スペースの増設や時間当たり1便程度の増便を考えてほしい。
利用者の減少で運行の数が少なくなるのは分かるが、不便である。タクシーは割引があっても利用することは少ない。
バスなどの利用はあまりしないが、段差や冬などは大変そうである。
谷浜駅階段の昇降が厳しく、停車位置が遠くて不便。
バスの乗り降りの際の段差が多いものがほとんどなので、高齢者などに配慮した公共の専用の乗り物を少しずつ確保していくと良いと思うから。
路線バスの本数が少なく利用しにくいと感じていることが、高齢者が車の運転をいつまでも続ける一因になっているのではないかと考えるから。
ノンステップの普及などが不十分である。また、気軽に運転手やスタッフに支援を求められるよう啓発されていると良い。
乗車数が少ないので仕方ないと思うが、本数が少ないと思うし、冬期に動かないところもあるので。
保倉地区には鉄道は無く、バスも便が少なすぎる。公共交通機関など無いに等しい。せめて高田・直江津方面へのバスの増便は必要。
郊外からだ、検診・通院の待ち時間のときに、バス等の時間の心配をしている。治療の優先はできないが、かかる時間の短縮は必要と思う。デマンドバス路線の拡大と低価格などの周知が必要。
路線バスの停留所が分かりにくい場所や、あまり安全と思えない場所にあることも見受けられる。
バスの場合、道路とバスの乗降に段差ができてしまう。鉄道の場合ホームと電車の間が空いている時がある。
待合所が無いバス停があり、高齢者が道路に座っている姿を見ることがある。
各鉄道と路線バスの接続が悪いことと、買い物・病院等に行くにも不便。
特にバス停は雪が降ると全く利用できなくなる。
安全・快適の定義が不明確であり、完璧な安全を求めることは不可能と考える。また、費用の問題も出てくるので困難な課題である。
運賃の計算をしないでいいように、タクシー券のようなものや一律周遊券、また、保護者・介助者がいる場合の割安制度があれば良い。
夏の暑い時や冬の風の寒い時、待ち時間の長い路線バスを待つ時などのための待合場所が整備されていない。
駅のエレベーターが無かったり、デマンドバスも利用しづらく、自家用車に頼る他はないと思う。
70歳以上は無料にすべき。
本数が少ない。高齢者の方も車を持たざるを得ない状況。
段差があつたり、案内が不足・不親切である。
独居高齢者で疾患を持っている方が、車での送迎など通院しやすいものがあれば良いと思う。

その他の意見(※一部抜粋)
ホームと電車の間がかなり空いている駅があることや、高さが違うため、どこかに手を添えないと電車に乗れない人もいると思うため。
高齢者の免許証返納が進まないのは、公共交通が不便であるからなのは間違いない。
駅は階段ばかりでエスカレーターが無い。電車のドアが開いて閉まるまでの時間が早い。
手助けする人もなく、階段が多く、道はデコボコである。
路線バスは利用者の減少で本数が減っているから、車を持っていない高齢者・障がい者は大変。地方は車社会が基本だが、高齢者の運転免許証自主返納がなかなかできない現状もある。自家用車より公共交通機関が快適だと思えば自主返納が増えるのでは？
バスの運転手さんで急かす人を見たことがあるし、高齢の方がまだ座ってないのに出発する人もいるから。
介護・介助する人がいる場合はまだ良いと思うが、1人での交通機関の利用は危険も伴うので、周りの人のサポートが必要となる。なので、まだまだ快適とは言えない。人が優しくれば街も優しくなると思うが。
高齢者・障がいのある人は完璧にしてもらわないと不便だと思う。若い健康な人から見ればおかしいかもしれないが。
問15
「人にやさしいまちづくり」は、人を育てることに尽きると思う。
男性が威張っている風土を感じる。
大変難しい問題だと感じている。町内、民生委員さんと協力、また、近所の協力が必要だと思う。
「人にやさしいまちづくり」自体を知らなかったの、日頃と言われても、考えたことがない。市民に行き渡っていない。
高齢者、障がいのある方、子どもたちが安心安全に過ごせるように、個人個人が優しい心を持つことが大切だと思う。
施設や設備の充実も大事だが、相手の立場を思う心の充実も力を入れてほしい。
近隣との付き合いが薄れ、コミュニケーションがない中で難しいと感じている。空き家、核家族も深刻な問題と受け止めている。子どもに防犯の要件で声もかけられないような社会は異常とも思える。子ども等と触れ合う場の提供、教育の徹底が必要。
春日地区に住んでいるが、道路の側溝の整備が非常に遅れている。中心街なのに旧村部落よりひどい所があり、歩行者・自転車・子どもにも危ない。早急に改良してほしい。
「人にやさしいまちづくり」は設備面だけでなく、住民自体が心がけていかなければならないと思う。
老人だけの世帯が今後も増えると思う。買物や病院等、不便が多いと思う
大変すばらしい取組だと思うし、これからも継続して行ってほしい。
「人にやさしいまちと」は、環境が整ったうえで、最後は人の心と人のゆとりで進んでいくものなんだろうと思う
まだ高齢者、障がい者(アスペルガーや引きこもりなど)の会社の受け入れ環境や社員の教育が必要であると思う。
言葉では言えるが、行動するとなると、なかなかできない。車いす利用者が自由に買い物ができるよう、民間の協力も必要。
知らない人が多いと思うので、広報上越に「人にやさしいまちづくり」について、再度掲載した方が良い。
基本は人だと思うので、みんなで協調できる体制づくりが必要。
高齢者や障がいのある人が社会参加、特に、働こうという場合、市の施策や施設などの取組、体制は整っていると認められるが、現実には実際就職できても、受け入れ側の事業者が十分に対応できず、逆効果となってしまった例を見たり、聞いたことがある。受け入れ事業者の社長や代表がそのつもりでも、現場の1人1人にまで、十分に理解してもらえて対応してもらえるよう、事業者側の協力がさらに必要ではないかと考える。



その他の意見(※一部抜粋)

<p>災害時について、昨今、甚大な自然災害が発生した。そんな時の情報収集において、防災行政無線からは聞き取りにくい。防災ラジオも借りていたがよく聞き取れなかった。今は「安全安心メール」と「緊急連絡メール」で情報を取っている。</p>
<p>「心のユニバーサルデザイン」を読んで思ったことは、上越の人は割と閉鎖的なので、もっと他人に関心を持ってくれるようになったら良いのと思う。</p>
<p>障がい者施設に勤務しており、条例の内容を知ることができて良かった。高齢者より子どもの方が理解あり、年齢が若い人ほど関心があるように感じる。今日「ふくしのひろば」に2千人が参加したと聞いた。当日ブースにいたが、若い親子で参加して下さった方が何組もおり、女性グループも何組もいてありがたい。「人にやさしいまちづくり条例」は必要であるので、継続してほしい。</p>
<p>市の職員が近くにいるが、「人にやさしいまちづくり」に理解し行動しているとは思えない。オーレンプラザのこどもセンターは、夏休みや冬休みなど1～3歳の子は利用できない。たとえば午前中くらい何とかならないのだろうか。</p>
<p>「人にやさしいまちづくり」のスローガンがピンと来ない。「快適生活推進上越」とかのほうが広く取り組みができると思う。税金には限りがあり、やさしい環境づくりも大切であるが、健康的に生活できる、余暇を有意義に過ごせる公園やウォーキングロード、憩いの広場がほしいものです。</p>
<p>自治区によっては街灯の整備が悪いところが散見される。防犯上いかがなものか。</p>
<p>身近なところにも「人にやさしいまちづくり」を実施していることを感じる事が出来るくらい、市民全体で取り組むような大きな動きが必要ではないか。</p>
<p>高齢者や児童、障がい者が災害時、豪雪時でも移動せずにネット環境を利用することで、安全が確保できれば良いと思います。そして自宅内で学習、労働の環境が増えとうれしい。</p>
<p>「人にやさしいまち」を目指すことは大切であるが、ない袖はふれない。100%優しいのは懐には優しくない。身の丈に合った街を目指すべき。</p>
<p>身体が不自由でなかったり、元気である内は気が付かないことが多い。日常の生活、互いに人のことを思い、気遣い生活していくことが大事だと感じる。</p>
<p>施設、設備面では随分と良くなっていると思う。しかし、目の前に障がいのある人などがいたとき、自然に手助けできる人がどれだけいるであろうか。そちらに力を入れることがこれからの課題であると思う。</p>
<p>新しい市の施設、また、民間の施設が増え高齢者や障がい者が快適に利用できるようになっていく一方で、古い街並みや郊外等が取り残されている感じが見受けられる。</p>
<p>人にやさしい。至れり尽くせりも良し悪し</p>
<p>雪国上越市は、やはり除雪時の対応と、それに対する市民の日常生活を考慮したものとする。</p>
<p>ユニバーサルデザインというより、高齢者、障がい者に合わせた、街づくりがおのずと人に優しくなると思う。ユニバーサルデザインという言葉は抽象的で分かりにくく、まやかしのようなイメージも感じる。具体的にここをこう直した、改善したという話のほうが分かりやすい。</p>
<p>栄町の歩道は大変歩きづらい。何とかしてほしい。</p>
<p>高齢者、障がい者はまず街に出れていない。バス路線の縮小、核家族化で、歩けなくなったら外出できないのが現状では。何がやさしいまちなのか理解できない。</p>
<p>高齢者や障がいのある人向けの対策に関しては色々あると思うが、妊婦さんや子連れの人、目に見えない障がいを持つ人にもそのような対策をもっと考えていただきたい。</p>
<p>個々によって求めるものは違うと思うが、以前に比べ様々な物が整ってきており、ハード面はよくなっていると思う。反面、田舎でも仲間意識が希薄になってきており、内面的には生活しづらくなってきているように思う。</p>
<p>ハードよりソフト面だと思う。困っている時「何かお手伝いしますか？」と手を差し伸べてくれる、相談に乗ってくれる、行政、近隣の人がいるかどうかで道筋が見えてくると思う。</p>
<p>具体的にどう進めるのかが見えない。このままでは単なる標語。いつまでに何をどう進めるか。そのための予算は付けたのか、今やっていることはこの一環とか、アピールがないから何をやっているか分からない。</p>
<p>障害のある人を特別な目で見るとはなくて、気軽に声をかけたり、手を差し伸べることのできる「まち」になるといいなと感じる。</p>
<p>やるべきことと、予算をよく検討し、優先順位を付けて対応して欲しい。</p>
<p>行政はしっかりやっているが、それ以上の事を望みすぎる市民がいる為、大変だと思う。</p>
<p>高齢者、障がい者、子どもに対しての対策等は良いとは思いますが、周知徹底ができていないと思う。</p>
<p>昔に比べ、ユニバーサルデザインが増えてきているので、少しずつ「人にやさしいまち」になってきているのではないかと感じる。</p>

その他の意見(※一部抜粋)

フリーペーパーなど色々なものがあり、毎月のように情報が入ってくるのは嬉しい。

冬場の歩道の確保をお願いしたい。小学生の通学路は雪で埋まっていて、車との間隔が近くて危ないと思う。

相手の立場に立っていくことが重要だと思う。

昔に比べたら良くなって来ていると思うが、各世代で教育制度が変わったため、各世代で違い過ぎているように思う。してもらって当たり前の世代の教育時代はどうだったのか、やれる世代の教育や時代は、そして、今現代教育を受けている時代の内容はどうなんだろうと感じる。

社会資本(インフラ)の整備により、人の意識を自然と高めるような仕組みを考えなければと思う。難しそうだ。

各分野で、高齢者・障がいのある人の設問が多くあったが、年齢・障がいの度合いによっても利用の仕方が違うと思う。また、年齢・障がいに関係なく、子ども、老若男女、勤労者等にも「人にやさしいまち」と感じるまちにしたい。道路の整備、生活交通の問題など、そのような設問もほしい気がした。

善意に頼るやり方はだめ。条例など規制を強化すべき。

「声の大きい」少数派の意見のみ重要視するのではなく「サイレントマジョリティー(物言わぬ大多数)」の意見を吸い上げられるようになってほしい。

お年寄りや子ども、障がいのある人は片仮名の言葉は分からないので、片仮名の横や下に簡単な日本語を書いてもらいたい。

当事者(高齢者、障がい者、乳幼児の保護者)に積極的に話を聞くことで、よりやさしいまちになると思う。子どもが小さい頃、歩きでは問題なかった道でも、ベビーカーでは道が悪く、歩きにくかったり感じる場所がいろいろあった。当事者にしか気付けないことがたくさんあると思う。

ハード面は目に見えて整備が進んでいるようだが、私達の意識を含めたソフト面での推進が重要だと思った。

決められた基準を満たしている、制度・法律に則っているだけでは、「人にやさしいまち」にはならないと思う。そこで困りごとが解決されていないという立場に寄り添って考えてほしいし、一緒に考えたい。

もっとやさしい配慮の工夫をしてほしい。

上越市内で高齢者・障がい者と外出できる主なスポットはイオン上越店、パロー、高田公園程度であり、外出するといっても、「どこに」となるのが現状だと思う。

条例の周知については強化が必要ではないか。知人数人に聞いたが誰も知らなかった。

小学生や高齢者は歩くことが多いが、歩道が狭く車道を歩行しているところも見られ、危険だと思う。視覚・聴覚障害がある方へ、駅の職員が積極的に声をかけているところを見て、やさしいまちづくりの一步であると感じる。

オーレンプラザなど、未満児を連れて遊べる場所が増えた。

施設などが中途半端に思える。もっと当事者の意見を取り入れた方がいいと思う。

上越市だけではなく、全国的に車社会に委ねられて道徳が乱れているように思える。交通ルールの遵守・マナーが乱れているので見直しが必要である。

正直、このアンケートをするまでは、人にやさしいまちづくり推進計画をあまり知らなかった。子どもがいて、祖父母達もいて、広報上越などを讀んだりしていてもよく知らないことがたくさんあり、祖父母達の地域の不満などは聞くので、高齢者でもこう思っている人はいるとかは理解できるが、市のことで何かというのは知らない人達はたくさんいると思う。結婚していない若者や子どもがいない人達も分からないことだらけだと思うので、そういうことを分かるように改善した方が良く思う。

父親が身体不自由になり、病院や施設で介護を受けた。全ての施設や設備が快適にするには大変だと思う。

町内でもいろいろな意見があるが、有志で老人の見回り隊を結成し、近所の年配者には気配りは忘れないようにしている。

バスの本数も少なく、移動手段が無いから高齢になっても車の運転を止められなくなってしまう。

実際の対象者に意見を聞いて行っているのか。現在、苦勞されている方々がより良いと思えるようになれば、人にやさしいまちになると思う。

自分の身体が不自由になった時のことを考えても、歩いて行ける範囲にお店や病院があると良いと思う。バスなども料金・路線・本数など使いやすくと、運転免許証の返納も安心してできると思う。

その他の意見(※一部抜粋)

人にやさしいまちづくりは、一人ひとりの気持ちの問題で福祉に関するサービスが市で行っているとしても、それを利用できない、または利用させない状況にあれば、あまり意味がないと思う。例えば90歳以上など福祉サービスを全く受けていない高齢者がいれば、訪問し、状況をチェックすることが大事だと思う。

上越市はかなり広域なので、とても難しい課題だと思う。「まち」をどこに定義するかでまちづくりは変わってくるだろう。まずは直江津・高田のインフラ拡充を、次に他区のニーズに合った拡充をするべきである。全て足並みをそろえるなんて不可能。現実で長期的なビジョンを持ってほしい。

車いすが汚れている、クモの巣がかかっているなど、長期的に管理や維持ができていないことがあるように感じる。

ゆとりのもてる生活ができるようになれば、他人への気配りも可能になると思う。

「うみがたり」のエレベーターの小ささがびっくりした。2階から1階に降りるスロープもほしかった。シロイルカのイベントが見られず、車いす優先の見場所もほしかった。

公的機関や民間の駐車場に障がい者専用の駐車場があるが、停める資格のない健常者が勝手に停めているのをよく見かける。非常に残念で腹立たしい。教育も必要だが、罰則を設けて厳しく対応してほしい。

障がいのある人や高齢者が身近にいて、困っている様子を見かけたら、その人の立場に立って自分がしてあげられることがあったらしてあげるように心がけたい。

生まれてからずっと上越人だが、知ろうとしない自分が情けない。でも、自分の身の周りに「やさしいまちづくり」が必要な人がいなければ関心をもつことはできないと思う。

雪国は人にやさしくない。東京・京都・富山に住んだが、冬の快適さは雲泥の差。このままでは人口減は目に見えている。雪のマイナスを補完するプラスが必要。保育園が無料で、かつ、冬は時間延長。雪があるのだから水道を無料化してはどうか。

スーパーマーケットの身障者駐車スペースが少ないと思う。身障マークの無い車があり、止められない時がある。

今年6月に福祉課の新任副課長・看護師の方と30分ほど面談したが、人にやさしいまちづくりを理解しているとは到底思えない対応であった。上から目線で、聞きたいことは法人の支援員にと何回も言われ、帰りにまた来ますと言ったら、他の支援員へと言われ、もう来るなということと感じた。

「人にやさしい」というスローガンでありながら、内容が高齢や障がい者に偏っている。納税者の中心である現役労働者や将来の市民となる子どもの教育に中点を置かなければ自治体の持続可能性が危うくなる。駐車場にて停める所がないからと平気で健常者が車いすスペースを利用しているのが多々見られる。何とかしていただきたい。

高齢者のみの世帯が増え、隣近所での支え合いが必須だと感じている。少子化が進んでいるが、地域の良さを子ども達にも伝えながら、共に住みやすい所になればと思っている。

一般の人があまり利用しないと思う施設等に費用を掛けるよりは、市全体の住みやすさに予算を充ててほしいと思うが、難しいのだろうか。

偏見・差別がまだまだある上越市、特に知的・身体障がいのことを小学校入学時からそのようなことをしないような教育をしたら良いのでは。それにより将来上越市は健常者も障がい者も住みやすい所になり、また、国内の見本となる上越市になるのではないか。

冬に雪が降るため、独自の方法を考えなくてはならない。

子ども達が障がいのあるなしに関わらず接することができるよう、自然に手を貸してあげられるよう、学校や家庭での教育がもっと必要だと思う。

高齢になって働く場合、役所関係の方が優先という声をよく耳にする。

人に対する思いやりはだんだんないような人が多い近頃、どこまでが親切なのかよくわからず、孫に教えようにもなかなか難しい。

「人にやさしいまち」とは、行政が主体になる場合、町にとって市民にとってマイナスとなることを未然に防ぐことだと思う。

男子トイレにもオムツ交換台を設置してほしい。

心の通う仕組みづくりを行政が先導して構築してほしい。

高齢者の運転する車の事故が問題となり、運転免許証の自主返納が求められているが、返納した後、高齢者が買い物や病院などに安く行けるバスの運行など整備すべきだ。

もはや高齢者・障がい者は程度の差はあれ、誰でもなり得る特別なことではないということを誰でも知ってもらいたい。金八先生ではないが、「人」だけが漢字表記である理由は支え合うためだから。「やまゆり事件」が二度と起こらないために。対人関係が変異しているSNSやITを危惧している。

広報上越などを見なければ、取り組みが分からないのではダメなのではないか。どの世代にも伝わり、わかりやすく、共感できる取り組みになるようお願いしたい。

高齢者が増えていくという状況を皆それぞれ理解して、工夫したり過ごしやすくしようという意思があるのが素敵なことだと思った。

その他の意見(※一部抜粋)

もっと高齢者・障がいのある人等に皆が関心を持って考えていくようにしたい。

高齢者・障がい者だけでなく、小さい子(1歳前後)を育てる親の視点でも考えてほしい。子育て施設だけでなく、ベビーカーで散歩しやすい道づくりや、子どもが外で遊べる公園づくりなどもう少し考えていただきたい。

市の対策や取組は理解している。しかし、役所の人々の対応がまちまちだったり時間を要したりなどハード面よりソフト面が課題だと考える。

この時期、雑草が生えて草取りをしてもすぐにまた伸びて大変。しかし、熱中症の恐れがあるので今はそのままである。市で活動していただけたらありがたい。

いろいろな場面で自分が障がい者であったり、高齢者の場合どうだろうかということ、場面場面で想像してみようとしている。

世の中が豊かになりすぎたため、感謝の気持ちを忘れ、人を人と思わなくなったこの時代、地域の融和と子どもの頃からの道徳教育を見直す必要があると思う。

貧乏人・弱者の過大要求を市民全体の幸せに収まるよう抑制する必要があると思う。

子育てをしていると、間口や段差が気になる。市の施設は基本的に問題ないと思うが、スーパーや民間の施設については改善点があると思う。

「人にやさしいまちづくり」を市民一人一人が意識することで街全体の雰囲気が変わる。2020年東京オリンピックを機に、上越を訪れてくれた外国人等への「おもてなし」にもつながると思う。

子ども(小・中・高校生)の自転車の乗り方が、車を運転しているときにヒヤッとするが多々ある。高齢者と子どもの自転車事故で死亡することなどを学校での指導をもう少し考えてほしい。夏休みに入り、最近またすぐ目にする事がある。

子どもが誰に対してでも挨拶ができる、昔ながらの「地域で子どもを育てる」、そんな時代にまた戻ったらいいのにと思う。

声かけ運動など、人とのつながりがいろいろな問題の解決につながる事が大きいと思う。

高田や直江津の駅前だけでなく、学校周辺について、もう少し歩道の整備をした方が良く思う。

何をもちに人にやさしいまちづくりなのか分からない。100人に対して100人全員にやさしいまちづくりは難しい。

多くのいろいろな人が関わるイベントを行い、人の輪が広がるようにすれば心のユニバーサルデザインにつながるのではないかと。

都市計画としては、わざわざ渋滞を呼ぶような場所に大型施設(公共施設)を集めなくても良いと思う。いらいらを生じさせ、やさしくないと思う。とくに、東城町～高田公園～大手町の道路渋滞は異常。

パチンコ店ばかりで楽しいとは思わない。うみがたりのような、誰でも楽しめるような施設を増やしてほしい。

歩道を広くしたり、自転車が走行できるレーンを作ってもらいたい。

道路や建物をいくら良くしたところで、人々の心が伴っていないことには無駄な気がする。まちづくりと一緒に「人づくり」も大切なことではないか。

何をやるにもお金が無いとよく聞く。絵に描いた餅ではなく、実現してもらいたい。

住民の意見や考えを交換できる機会を作る。アンケートなど自発的・やる気のある人しかしないから意味が薄い。強制力のあるやり方、国勢調査のような、学生には学校の授業などで。

板倉区にも電車が通ってほしい。

「人にやさしい」というのは基本、弱者を対象としていいと思う。子ども・高齢者・障がい者が安全に暮らせること。今後、災害に強いまちづくりが「人にやさしいまちづくり」になっていくのではないかと感じている。

中・高校生が多いが、自転車で歩道を走っている子をよく見かけるので危ないと思う。

高齢者・障がい者の人に目を向けるのはいいが、普通の人にも目を向けないとだめだと思う。

各地で災害が起こり、他人の話ではない。被害を最小限におさえるためのまちづくりや災害時の対策など、特に高齢者・障がいのある人・子ども達が安心して暮らせるような取り組みを願う。そして、その取組に皆が共有できるよう、「町内・職場・学校・家庭」それぞれ連携を密に、情報が正確に伝わるシステムができてほしい。

道路について、草木が生い茂り、デコボコしていて、白線は消えているのに何もしないのは何故なのか。廃屋は何年もそのままなのは何故なのか。

# 事前配付資料1-3

## 評価指標の設定

単位：％

基本方針	評価項目 ※1	調査結果								全体の平均値を上回っている年代の平均値 ※4	（小数点以下切上げ） 評価指標 ※5	平成30年7月 市政モニターアンケート結果 ※6 赤字未到達
		全体の平均値	20歳代 ※2	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 ※3	80歳代以上			
1	市が、だれもが快適に暮らせる「人にやさしいまちづくり」を推進していることを知っている市民の割合	20.7	6.4	8.6	11.6	16.3	22.6	32.1		28	28	19.5
	「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っている市民の割合	36.1	62.1	44	45.5	46.9	31.8	21.9		47.6	48	52.8
	「バリアフリー」という言葉を知っている市民の割合	82.2	92.7	93.1	93.5	94.1	85.2	63.9		90.7	91	97.8
2	高齢者、障害者等が学べる環境が整っていると感じる市民の割合	32.1	33.7	26.1	31.7	25.6	27.8	41.7		40.5	41	67.7
3	高齢者、障害者等が働ける環境が整っていると感じる市民の割合	22.4	32.6	31.2	23.1	15.6	16.5	26.6		27.1	28	53.7
4	福祉に関するサービスが整っていると感じる市民の割合	62.6	59.6	54.1	62.2	61.1	66.8	62.9	68.9	65.9	66	78.4
	医療に関するサービスが整っていると感じる市民の割合	60.1	59.6	50.2	56.8	54.4	63.3	66.2	67.3	65.2	66	81.6
5	ボランティア活動に参加したことがある市民の割合	35.6	43.1	40.4	34.7	35	35.4	33.3		41.4	42	50.8
6	災害時にどのように行動すればよいか知っている市民の割合	73.6	61.1	65.9	73.8	71.3	80.7	74.5		76.6	77	73.3
7	市の施設を、高齢者、障害者等が安全で、快適に利用できていると感じる市民の割合	57.4	53.7	61.2	61.4	57.8	52.6	58.8		59.4	60	71.6
	民間の施設を、高齢者、障害者等が安全で、快適に利用できていると感じる市民の割合	46.9	49.5	54.9	52.3	44.7	37.8	50.5		51.6	52	76.1
	自身の住宅を、高齢者、障害者等が安全で、快適に生活できていると感じる市民の割合	44.8	43.2	37	32.1	35.9	49.1	55.2		52.5	53	43.3
8	歩道や道路を、高齢者、障害者等が安全で、安心して利用できていると感じる市民の割合	28.5	29.5	26.6	21.9	16.9	21.7	44.3		42.1	43	30.9
	鉄道や路線バスなどの公共交通機関を、高齢者、障害者等が安全で、快適に利用できていると感じる市民の割合	28.5	35.8	29.5	27.1	18.7	23.4	37.4		35.6	36	48.1

(H33目標)

網掛け部 … 全体の平均値を上回っている年代

※1 基本方針1～3、5～8は「平成28年上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査」から、基本方針4は「平成26年上越市市民の声アンケート」から評価項目を選定

※2 基本方針4の「20歳代」には18歳、19歳を含む

※3 基本方針1～3、5～8の「70歳代」には80歳代以上を含む

※4 年代別の回答者数に差があるため、加重平均を採用



第4次人にやさしいまちづくり推進計画 平成30年度実施計画進捗状況及び平成31年度実施計画(案)

事前配付資料 2

第4次人まち計画での位置付け				平成30年度										平成31年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容	担当課
									計画	実績見込み								
1 誰もが理解し合えるまちづくり	(1)人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。	①人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動のほか、学校や地域での学習推進を図ります。	・職員研修 ・教員研修 ・普及啓発パンフレット、冊子配布	拡充	有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れ、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(随時) ・広報上越による特集記事の掲載等、市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(5回) ・広報上越による特集記事の掲載(11/1号～5回連載) ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼(5回)	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	市政モニターアンケート(H30)の結果、人にやさしいまちづくり推進の取組の理解割合19.5%、ユニバーサルデザインの理解割合52.8%であり、目標を達成できる見込みである。	-	有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れ、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(随時) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼	共生まちづくり課
			2	様々な権利侵害からの保護や救済と同時に、障害のある人が権利行使できるよう保障するための環境を作ります。	・障害のある人の権利擁護の取組を推進	-	有	・障害を理由とする差別に関する相談に対応し、差別事例の対応改善や再発防止策の実施に取り組む。 ・講演会等を開催し、障害のある人や障害特性などについて広く市民の理解を促進する。	・障害を理由とする差別に関する相談対応:1件以上 ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、以下の取組を行う。 :関係機関が対応した事例の共有、差別解消に資する取組の共有・分析等の実施(会議開催:年2回) :障害のある人や障害特性などにかかわるテーマの講演会等の開催(1回以上)	・障害を理由とする差別に関する相談対応:1件以上 ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、相談事例や差別解消に資する取組の協議等を実施(年2回開催予定) ・障害のある人や障害特性などにかかわるテーマの講演会等の開催(10月6日)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・(現時点において)障害者差別に関する相談がない。法の主旨や差別解消に向けた取組等について、継続的に啓発活動に取り組む必要がある。 ・10/6の「地域共生フォーラム」開催により、障害のある人に対する市民の理解促進や親近感の創出を図ることができた。	-	有	・障害を理由とする差別に関する相談に対応し、差別事例の対応改善や再発防止策の実施に取り組む。 ・講演会等を開催し、障害のある人や障害特性などについて広く市民の理解を促進する。	・障害を理由とする差別に関する相談対応:1件以上 ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、関係機関が対応した事例の共有、差別解消に資する取組の共有・分析等を実施:年2回 ・障害者差別の解消に資する啓発活動(障害のある人や障害特性などにかかわるテーマの講演会等)の開催:1回以上	福祉課
			3	障害児や障害者及びその家族などが生活全般について相談しやすい環境を整備します。	・基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業の実施 ・障害福祉サービス及び放課後デイサービスの実施	-	有	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、基幹相談支援センターを中心に、市内相談支援事業所と連携し、より相談しやすい相談支援環境を整える。 ・障害福祉サービス及び放課後等デイサービスについて、相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を適正に提供する。	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、基幹相談支援センターを中心に、地域の計画相談事業所等の関係機関と連携し相談体制を整える。 ・障害福祉サービス及び放課後等デイサービスについて、相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を適正に提供する。 【具体的な取組】 ・計画相談事業所職員によるテーマ検討(月1回) ・個別の相談ケースのケース検討会(週1回) ・随時の基幹相談支援センターと計画相談事業所職員の連携	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、基幹相談支援センターを中心に、地域の計画相談事業所等の関係機関と連携し相談体制を整える。 ・障害福祉サービス及び放課後等デイサービスについて、相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を適正に提供する。 【具体的な取組】 ・計画相談事業所職員によるテーマ検討(月1回) ・個別の相談ケースのケース検討会(週1回) ・随時の基幹相談支援センターと計画相談事業所職員の連携	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・以下の取組を通じて、基幹相談支援センターを中心とした、地域の計画相談事業所等の関係機関と連携し、相談体制を整えている。 ・あわせて個別のケース検討会を通じて障害福祉サービスの提供について適正に実施している。 【具体的な取組】 ・計画相談事業所職員によるテーマ検討(毎月開催) ・個別の相談ケースのケース検討会(毎週開催) ・随時の基幹相談支援センターと計画相談事業所職員の連携	-	有	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、基幹相談支援センターを中心に、市内相談支援事業所と連携し、より相談しやすい相談支援環境を整える。 ・障害福祉サービス及び放課後等デイサービスについて、相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を適正に提供する。	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、基幹相談支援センターを中心に、地域の計画相談事業所等の関係機関と連携し相談体制の充実を図る。 ・障害福祉サービス及び放課後等デイサービスについて、相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を適正に提供する。 【具体的な取組】 ・計画相談事業所職員によるテーマ検討(月1回) ・個別の相談ケースのケース検討会(週1回) ・随時の基幹相談支援センターと計画相談事業所職員の連携	福祉課
			4	家族や生活に関して女性が抱えるあらゆる諸問題に対し、助言・指導などを行うための相談体制を整備します。	・女性相談の実施	-	有	・適切な支援・助言を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にする。また、配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。	・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。 相談延べ件数:5,000件 相談実人員:300人 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・寄せられる様々な相談に対し、適切な対応ができています。なお、女性相談や関係機関・関係課等との連携や協力不足に起因する苦情は寄せられていない。 ・あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組むとともに、自立支援のための相談・支援体制を維持できている。	-	有	・適切な支援・助言を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にする。また、配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。	相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター)
			5	高齢者の権利擁護などに関する相談体制を整備します。	・高齢者相談の実施	-	有	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の相談対応能力の向上に向けた研修会を開催して、相談に適切に対応できるようにする。	・地域包括支援センターによる高齢者相談の実施 ・地域包括支援センター職員向けの成年後見制度についての研修会の開催(センターで開催のため回数未定)	・地域包括支援センターによる高齢者相談の実施 ・地域包括支援センター職員向けの成年後見制度についての研修会の開催(センターで開催のため回数未定)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・地域包括支援センター職員向けの成年後見制度や高齢者虐待などの権利擁護についての研修会を実施している(成年後見制度:5月に開催、高齢者虐待:8月に開催)	-	有	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の相談対応能力の向上に向けた研修会を開催して、相談に適切に対応できるようにする。	・地域包括支援センターによる高齢者相談の実施 ・地域包括支援センター職員向けの成年後見制度についての研修会の開催(センターで開催のため回数未定)	高齢者支援課
			6	外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、相談業務を充実します。	・外国人相談の実施	-	有	・外国人相談窓口において、相談者の問題解決に向けた支援を行い、安全・安心な生活を送ることができるようにする。	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 月曜・木曜(13:00～17:00)、土曜(9:00～13:00) その他緊急の相談にも対応する。	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 月曜・木曜(13:00～17:00)、土曜(9:00～13:00) その他緊急の相談にも対応する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための各種相談に応じ、問題を解決することができた。	-	有	・外国人相談窓口において、相談者の問題解決に向けた支援を行い、安全・安心な生活を送ることができるようにする。	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 月曜・木曜(13:00～17:00)、土曜(9:00～13:00) その他緊急の相談にも対応する。	共生まちづくり課

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	平成30年度				平成31年度(案)								
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性				予算上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	取組の方向性	予算上の有無	目標	具体的な取組内容	担当課	
									計画	実績見込み									
				7	子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。	・子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・対応(訪問や相談、研修会や会議等の開催、育児等のアドバイス、情報交換や交流) ・要保護児童対策地域協議会の運営 ・いじめ問題対策連絡協議会等の運営	-	有	・子どもの虐待予防の推進について、関係機関と連携し、児童虐待のサインである子どもの気になる様子を見逃さず、敏感にとらえ、保護者等の育児不安の解消等、必要な支援を早期に実施することにより、児童虐待の発生予防に努める。 ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・虐待、いじめ、差別などから子どもの権利が侵害されないよう、教職員の研修を充実し、資質を高める。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。	・子どもの虐待予防の推進について、年1回要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催するとともに、必要に応じて個別ケース会議を開くなど、関係機関等と連携し、また、社会福祉士及び家庭相談員等による相談体制を整え支援にあたる。 ・児童発達支援専門員、相談支援員を配置し、教育委員会との連携の充実を図る。 ・市内全小中学校を訪問し、事件教育など子どもの権利を守るための教育の推進について指導する。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施する。 ・市内全小学校に定期的にカウンセラーを派遣し、子ども・保護者・教職員の相談体制を整える。 ・年1回、市内全小中学校の主に管理職に対し、虐待の通告にかかわる研修会(悉皆)を開催し、教職員の資質の向上を図る。 ・いじめ問題対策連絡協議会を年2回開催し、関係団体との情報交換を行い、各関係団体がいじめの未然防止にかかわる取組について連携する。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。	・子どもの虐待予防の推進について、年1回要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催するとともに、必要に応じて個別ケース検討会議を開くなど、関係機関等と連携し、また、社会福祉士及び家庭相談員等による相談体制を整え支援にあたる。 ・児童虐待防止推進月間に合わせ町内会へのチラシの配布、広報上越やFM-Jで虐待に関する相談窓口の周知を行う。 ・市内小・中学校、保育園の職員を対象に児童虐待の早期発見・対応について研修会を開催することで、職員からの相談が増えている。 ・子どもの権利学習テキスト「えがお」を使用し、上越市立のすべての小中学校において子どもの権利について学習を継続して実施している。また、保健事業や講座等の機会を捉え、「子どもの権利」に対する意識と知識を高めるため、チラシによる周知を行っている。 ・市内全小中学校の管理職に対し、虐待の通告に関する研修会(悉皆)を実施することで、虐待の早期発見、適切な対応について理解を深めることができている。 ・平成30年度7月末現在、学校からJASTへの相談件数は小学校90件、中学校85件、適応相談室の通室人数8人(述べ22回)であった。 ・JASTに相談することにより、問題のアセスメントを適切に行い、関係機関との連携がスムーズになることで適切に対処している。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)		-	有	・子どもの虐待予防の推進について、関係機関と連携するとともに、児童虐待のサインである子どもの気になる様子を見逃さず、保護者等の育児不安の解消等、必要な支援を早期に実施することにより、児童虐待の発生予防に努める。 ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・虐待、いじめ、差別などから子どもの権利が侵害されないよう、教職員の研修を充実し、資質を高める。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。	・子どもの虐待予防の推進について、年1回要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催するとともに、必要に応じて個別ケース検討会議を開くなど、関係機関等と連携し、また、社会福祉士及び家庭相談員等による相談体制を整え支援にあたる。 ・児童虐待防止推進月間に合わせ町内会へのチラシの配布、広報上越やFM-Jで虐待に関する相談窓口の周知を行う。 ・市内小・中学校、保育園の職員を対象に児童虐待の早期発見・対応について研修会を開催することで、職員からの相談が増えている。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用し、上越市立のすべての小中学校において子どもの権利について研修会を開催する。 ・子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施する。 ・市内全小学校に定期的にカウンセラーを派遣し、子ども・保護者・教職員の相談体制を整える。 ・年1回、市内全小中学校の主に管理職に対し、虐待の通告にかかわる研修会(悉皆)を開催し、教職員の資質の向上を図る。 ・いじめ問題対策連絡協議会を年2回開催し、関係団体との情報交換を行い、各関係団体がいじめの未然防止にかかわる取組について連携する。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。	すこやか かなぐら し包括 支援セ ンター こども 課 学校教 育課
				8	・市民相談の実施	-	有	・相談者の悩みに適切に応じ、不安を解消し、市民生活の安定及び向上を図る。	・市民相談員1人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談:毎週金曜日 午後 ・司法書士相談:毎週火曜日 午後	・市民相談員1人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・また、弁護士、司法書士による無料法律相談も開催し、不安解消に努めている。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)		-	有	・市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。	・市民相談員1人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談:毎週金曜日 午後 ・司法書士相談:毎週火曜日 午後	市民課 (市民 相談セ ンター)	
				9	・消費生活相談の実施	-	有	・消費者の権利の尊重及びその自立の支援を目的とする消費者基本法及び消費者安全法の基本理念の下、消費者被害防止の啓発活動を推進し、消費生活の安定を図る。	・消費生活相談員3人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15	・消費生活相談員3人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15	・相談に適切に対応するよう、最新の情報を収集するとともに、出前講座等の啓発活動に取り組んでいる。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)		-	有	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害を防止する。	・消費生活相談員3人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15	市民課 (消費 生活セ ンター)
				10	・日本語教室の開催	-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 水曜・金曜(9:30～11:00)、木曜(17:30～19:00)、土曜(10:00～11:30)	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 水曜・金曜(9:30～11:00)、木曜(17:30～19:00)、土曜(10:00～11:30)	・外国人市民に向けた生活日本語教室では、受講者のニーズやレベルに応じた学習内容とし、日本語の習得に効果的な学習環境を確保し、日本語の習得に効果을 上げる。 ・教室への参加を機に外国人市民が上越国際交流協会が実施する講座や催し等に参加し、自国の文化を紹介するなど、日本人市民との交流の機会を提供している。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)		-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 水曜・金曜(9:30～11:00)、木曜(17:30～19:00)、土曜(10:00～11:30)	共生ま ちづくり 課
				11	・ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組みます。	-	有	・内容が伝わるようユニバーサルデザインやメリハリのある紙面編集を行い、年代を問わず、より多くの市民に広報紙が読まれるようにする。	・広報上越の特集記事を年2回、ユニバーサルデザインの視点で作成する。	・広報上越の特集記事を年3回、ユニバーサルデザインの視点で作成した。	・広報上越の特集記事を年3回(6月1日号、7月1日号、8月1日号)、ユニバーサルデザインの視点で作成した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)		-	有	・内容が伝わるようユニバーサルデザインやメリハリのある紙面編集を行い、年代を問わず、より多くの市民に広報紙が読まれるようにする。	・広報上越の特集記事を年2回、ユニバーサルデザインの視点で作成する。	広報対 話課
				12	・広報媒体に外国語翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)) ・市勢要覧の翻訳資料発行(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体))	-	有	・外国人も含め閲覧者に見やすく、分かりやすい情報を提供できるようにホームページや資料の内容を掲載・更新時に点検し、改善する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示している。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)		-	有	・外国人も含め閲覧者に見やすく、分かりやすい情報を提供できるようにホームページや資料の内容を掲載・更新時に点検し、改善する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。	広報対 話課

第4次人まち計画での位置付け				平成30年度										平成31年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容	担当課
									計画	実績見込み								
誰もが個性の力を発揮できるような学べるまちづくり	(1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。	①自立・共生を目指す学校教育環境の充実	13	特別な支援を必要とする児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の内容について支援、助言を行います。	・就学アドバイザーによる就学相談 ・巡回相談員による学校訪問 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築	-	有	・就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようにする。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援方針について共通理解し、学校体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実させるため、教育補助員などを配置する。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築を行う。	・就学アドバイザー(2人)による就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置する。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行う。	・就学アドバイザー(2人)による就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズに行えるようにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置する。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行う。	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・就学アドバイザー(2人)が園訪問による就学相談を行い、保幼小のつなぎをスムーズに対応している。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で、多くの学校で校内の特別支援教育体制の構築を図っている。 ・教育補助員などを配置することで、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行うことができ、校内の支援体制を充実させることができているが、人員不足の学校もある。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行っている。	-	有	・就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようにする。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実させるため、教育補助員などを増員・配置する。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築を行う。	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを増員・配置する。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行う。	学校教育課
			14	家庭の経済的負担を軽減するため、入園・保育や就学にかかる費用を補助します。	・幼稚園児:入園料・保育料の補助 ・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助	見直し	有	・幼稚園児:対象となる園児の保護者に対し、入園料・保育料の一部又は全部を、補助又は減額することにより経済的負担を軽減する。 ・児童生徒:対象となる保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより経済的負担を軽減する。	・幼稚園児:入園料、保育料の補助、減免 来年度在籍園児見込み数:75名(うち、多子軽減・所得基準に基づき保育料を減免する) ・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助 ※新入学の児童生徒については、物品の費用を入学前に支給する 小学校:1,141人 95,464千円 中学校:713人 87,258千円	・幼稚園児:入園料、保育料の補助、減免 来年度在籍園児見込み数:75名(うち、多子軽減・所得基準に基づき保育料を減免する) ・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助 ※新入学の児童生徒については、物品の費用を入学前に支給 小学校:1,141人 95,464千円 中学校:713人 87,258千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助を実施するとともに、新入学の児童生徒については入学前に支給するよう準備を進めており、保護者の経済的負担の軽減することで就学環境を整えている。 ・幼稚園児:対象となる世帯(多子軽減及び所得基準により判定)について、保育料の減免を行い、保護者の経済的負担を軽減することで、保育環境を整えている。	-	有	・児童生徒:対象となる保護者1,837人(平成31年度認定見込者数)に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより経済的負担を軽減する。 ・幼稚園児:対象となる保護者25名(平成31年度保育料減免者数の見込み)に対し、保育料の減免を行うことで、経済的負担を軽減する。	・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助を行うとともに、引き続き新入学の児童生徒に対しては入学準備金を入学前に支給する。 小学校:1,135人 94,892千円 中学校:702人 86,197千円 ・幼稚園児:対象となる世帯について、引き続き保育料の減免を行うことで、経済的負担を軽減する。 対象者(見込み):25名 1,284千円/年の減免	学校教育課
			15	高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金の貸付を行います。	・奨学金の貸付	拡充	有	・見直し後の制度周知を徹底して行うとともに、幅広く奨学生の募集を行う。(広報上越、市ホームページ、市内の中学・高校の他、関係する学校等への募集要項の配置等で制度・募集の周知を図る。) ・全体募集人数20人	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。 ・真に奨学金を必要としている人にとって、より利用しやすい制度となるよう、下記のとおり拡充した。 【成績基準】大学1年生等のうち、市民税所得割非課税世帯の人などについて、成績基準を撤廃する。 【所得基準】所得要件を緩和し、扶養状況を考慮する。 【貸付金額】大学生等40千円まで引き上げる。 【募集時期】年度前の予約募集の導入。 【入学準備金】大学生等について、予約募集採用者の内、希望する奨学生を対象に、入学準備金を新設する。 【返還期間】貸付期間の3倍の年数以内まで拡充する。 【給付型奨学金】国及び県制度の動向を踏まえ、市として必要なあり方を検討する。	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行った。 ・真に奨学金を必要としている人にとって、より利用しやすい制度となるよう、下記のとおり拡充した。 【成績基準】大学1年生等のうち、市民税所得割非課税世帯の人などについて、成績基準を撤廃 【所得基準】所得要件を緩和し、扶養状況を考慮 【貸付金額】大学生等40千円まで引き上げ 【募集時期】年度前の予約募集の導入 【入学準備金】大学生等について、予約募集採用者の内、希望する奨学生を対象に、入学準備金を新設 【返還期間】貸付期間の3倍の年数以内まで拡充 【給付型奨学金】国及び県制度の動向を踏まえ、市として必要なあり方を検討	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・奨学金を必要とする人にとって、より利用しやすい制度となるよう、見直しを行い、見直し後の内容で平成30年度の募集を行った結果、新たに7名を採用することができた。 また、制度の周知については、予約募集、在学募集、追加募集の3回を実施し、市ホームページや広報上越を活用し幅広く周知することができた。	-	有	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数:3回(予約募集、在学募集、追加募集) ○募集方法:広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。 ○募集人数:20人程度 ・給付型奨学金については、国が2年後の拡充を決定していることから、国の具体的な動向や、国の拡充に伴う県や他市の動きを把握し、当市として必要な支援の在り方を検討する。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知を徹底し、奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数:3回(予約募集、在学募集、追加募集) ○募集方法:広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。 ○募集人数:20人程度 ・給付型奨学金については、国が2年後の拡充を決定していることから、国の具体的な動向や、国の拡充に伴う県や他市の動きを把握し、当市として必要な支援の在り方を検討する。	学校教育課
			16	②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	自主的な学習活動の高まりや、まちづくり活動を支援するため、公民館において各種講座を開催します。	・5つの事業の柱である「学びのきっかけづくり」「未来を支える人づくり」「育ち合い、支え合う家庭環境づくり」「地域・現代課題に対応した地域づくり」「行動する人への支援」を踏まえた公民館事業の開催(各年齢期における公民館事業の開催)	-	有	・すべての地区公民館で、各年齢期における事業を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。 該当事業:128事業	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり、未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業:129事業	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり、未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業:129事業	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・公民館主事が公民館運営委員会や地域の各種団体等と連携を図り、各年齢期や各地域のニーズ把握に努めて公民館事業を企画、実施している。	-	有	・すべての地区公民館で、各年齢期における事業を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり、未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。
17	視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。	・録音図書(カセット、デジター図書)や点字図書の作製と貸出 ・対面朗読サービス	-	有	・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。 目標:録音図書や点字図書等の年間貸出タイトル数700タイトル。	・ボランティア団体と協力し、録音図書を年間50本程度新規作製すること、蔵書の充実を図る。 ・チラシや試聴体験会などにより、サービスについて広く周知し、貸出の増進を図る。 ・年間貸出600タイトル	・ボランティア団体との協力により、新規作成は順調に行われている。 ・貸出数は、高齢の利用者の利用数が増加しているが、ほぼ目標を達成できる見込みである。 ・来年度の目標についても、現状に合わせて調整する。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・ボランティア団体との協力により、新規作成は順調に行われている。 ・貸出数は、高齢の利用者の利用数が増加しているが、ほぼ目標を達成できる見込みである。 ・来年度の目標についても、現状に合わせて調整する。	-	有	・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。 目標:録音図書や点字図書等の年間貸出タイトル数550タイトル。	・ボランティア団体と協力し、録音図書を年間50本程度新規作製すること、蔵書の充実を図る。 ・サービスについて広く周知し、貸出の増進を図る。	社会教育課(図書館)			
18	子どもから高齢者等、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。	・市広報等への情報提供 ・総合型地域スポーツクラブ等への支援 ・各種講習会等へのスポーツ推進委員の派遣 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援	-	有	・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・障害のある人のスポーツ活動の場の環境整備に協力する。	・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型SC」)を対象に、総合型SC連絡協議会と協議し、各総合型SCの要望に沿えるような内容の研修会を開催する。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣する。 ・障害のある人のスポーツ活動の場の環境整備に協力する。	・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供を行っている。 ・総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型SC」)を対象に、上越市総合型地域スポーツクラブネットワーク「上越SCネット」と協議し、各総合型SCの要望に沿えるような内容の研修会を開催する。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣する。 ・障害のある人のスポーツ活動の場の環境整備に協力する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供を行っている。 ・上越市総合型地域スポーツクラブネットワーク「上越SCネット」と協議し、「総合型地域スポーツクラブの取組による地域貢献」と「総合型地域スポーツクラブと競技団体や学校との関わり」をテーマにした研修会を開催する(11月)。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣している。 ・障害のある人のスポーツ活動の場の環境整備に取り組んでいる。	-	有	・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・障害のある人のスポーツ活動の場の環境を整備する。	・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型SC」)を対象に、上越市総合型地域スポーツクラブネットワーク「上越SCネット」と協議し、各総合型SCの要望に沿えるような内容の研修会を開催する。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣する。 ・障害のある人のスポーツ活動の場の環境整備に協力する。	スポーツ推進課 福祉課			



第4次人まち計画での位置付け				平成30年度										平成31年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容	担当課
									計画	実績見込み								
3	誰もが個性の能力を生かしながら、生きがいをもって働けるまちづくり	(1)誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。	①雇用機会の創出	19	市内企業等への就労を支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・就職ガイダンス等の開催 ・就職促進家賃補助金23件 ・新規学校卒業者就職試験支援補助金7件 ・市内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員3回、中堅社員2回、管理職2回)を開催し、参加人数延べ240人を想定	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・就職ガイダンス等の開催 ・就職促進家賃補助金34件 ・新規学校卒業者就職試験支援補助金1件 ・市内外の学校や市内事業所の訪問によるインターンシップ登録事業所の増(110事業所) ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員3回、中堅社員2回、管理職2回)を開催し、参加人数延べ240人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・関係機関と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等を計画どおり実施予定。 ・就職促進家賃補助や新規学校卒業者就職試験支援補助等の実施により、市内企業等への就労への支援となると見込まれる。 ・インターンシップ登録事業所については、8月末現在104事業所であるが、引き続き企業訪問等を行い、目標はほぼ達成する見込み。 ・新入社員やその指導者や管理職を対象としたセミナーを開催した結果、参加者へのアンケートでは9割以上の満足度となっており、市内企業が若手社員の早期離職を防止するための支援につながっていると評価する。	-	有	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催及び就職促進家賃補助を行い市内企業等への就労を支援する。 ・市内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員、中堅社員、管理職等を対象)を開催。	・大学等の市内企業の見学2回 ・就職ガイダンス等の開催 ・就職促進家賃補助金の交付 ・市内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員、中堅社員、管理職等を対象)を開催。	産業振興課			
				20	障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の法定雇用率2.2%以上	・障害者合同就職面接会や障害者がはたらく職場見学会等(5回)を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施。 (参考)H29.6.1現在のハローワーク上越管内の障害者雇用率2.03%	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・計画どおり取組を実施予定である。 ・障害者合同面接会等の開催や、障害者多数雇用事業者の優遇措置制度により、障害者の雇用が促進されると評価する。 ・30年度のハローワーク上越管内における障害者雇用率は、平成30年12月頃に公表となる予定であるが、近年、障害者雇用者数は増加傾向にあることから、目標はほぼ達成される見込み。	-	有	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の法定雇用率(民間企業):2.2%以上	・障害者合同就職面接会や障害者がはたらく職場見学会等(4回)を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施	産業振興課		
				21	障害のある人の雇用の機会を創出するため、既存の業種にとらわれず多様な業種連携により、新たな分野の開拓に努めます。	・ハローワークや就業・生活支援センターとの連携を図り雇用の促進を図る。 ・過去2か年のモデル事業の成果を踏まえ、農業分野での就労機会の拡大を図るため、受託農作業や新規受入農家の開拓を行う。 ・農業実習体験により障害者の就業や就労意欲の向上につながる。	・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り雇用の促進を図る。 ・上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注するとともに、農業・福祉の双方の意識や知識を高めるための研修会を実施する。(2回)	・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り雇用の促進を図る。 ・上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注するとともに、農業・福祉の双方の意識や知識を高めるための研修会を実施する。(2回)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注し、8月末時点で27件と農作業の受託拡大につながっている。 ・農業・福祉双方の意識や知識を高める研修会を実施予定(11月、2月)である。 ・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り雇用の促進を図っている。就業・生活支援センターの新規就労者(8月末)60人(うち農業分野に就労1人)	-	有	・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り、雇用の促進を図る。 ・これまでの農福連携事業の成果を踏まえ、農業分野での就労機会の拡大を図るため、受託農作業や新規受入農家の開拓を行う。 ・農業実習体験により障害者の就業や就労意欲の向上につながる。	・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り雇用の促進を図る。 ・上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注し、農作業受託の窓口として、継続の農作業を受託するとともに新規の受入農家を開拓する。また、農業・福祉の双方の意識や知識を高めるための研修会を実施する。(2回) ・農福連携の新たな取組として6次産業化に向けたモデル事業の検討を進める。	福祉課		
				22	就職を希望する障害のある人が一般就労できるように就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。	・就業・生活支援センターにおける相談支援 ・ジョブサポーターを設置しての就労支援	・就労につながる在宅で暮らしている障害のある人への就労支援を強化するため、就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、訪問活動や就労後の定着支援に重点を置いた取組を実施する。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置する委託業務を発注し、訪問活動や就労後の定着支援に重点を置いた取組を実施する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅の障害のある人の就労に向け、訪問活動や相談等による支援のほか、実習及び就労先となる企業の開拓、就労後の職場の定着のための支援を実施し、就労支援体制の強化を図っている。 ・一般就労した人 3人(8月末時点) ・支援状況(8月末時点) ①企業関係機関支援 84件 ②本人・家族支援 180件 ③実習等支援 42件 ④定着支援 84件	-	有	・就労につながる在宅で暮らしている障害のある人への就労支援を強化するため、就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、訪問活動や就労後の定着支援に重点を置いた取組を実施する。	・在宅の障害のある人を就労に繋げるため、就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、①障害のある人への訪問活動や相談等による支援、②実習及び就労先となる企業の開拓、③実習による支援、④就労後の職場定着のための支援等を実施する。	福祉課		
				23	仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補助金の実施 ・周知チラシの配布、企業訪問等での意識啓発	・ワーク・ライフ・バランス推進講座を開催するほか広報誌や市のホームページ及び事業所訪問等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。	・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補助補助(2件、112千円) ・チラシの配布、企業訪問等での意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進講座を開催し参加人数延べ65人を想定	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・計画どおり取組を実施予定である。 ・HP掲載やチラシ配布による情報提供、企業訪問等における意識啓発により、事業所における職場環境の改善につながると見込まれる。	-	有	・ワーク・ライフ・バランス推進講座を開催するほか広報誌や市のホームページ及び事業所訪問等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。	・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補助補助 ・HPへの掲載やチラシの配布、企業訪問等での意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーの開催	産業振興課		
②職業能力や人材の育成	24	ひとり親家庭の就労支援を行います。	・母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成	見直し	有	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員(名称改正)による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…年4回	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・ひとり親家庭への情報提供や相談を通じて、職業能力の向上や求職活動を支援することにより、生活の安定と経済的自立につながっている。	-	有	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	こども課		

第4次人まち計画での位置付け				平成30年度										平成31年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容	担当課
									計画	実績見込み								
				25 障害者の就労機会の拡充を図るための施策を推進します。	・障害者資格取得支援補助金の交付	-	有	・障害者の就労機会の拡充を図る。 ・障害者の法定雇用率2.2%以上	・障害者資格取得支援補助 ・障害者手帳保持者または特別支援学校高等部在学生の就職機会の拡充のため、資格試験等の受験料及び市外受験会場までの旅費の全部または一部を補助する。	・障害者合同就職面接会の開催(2回) ・障害者資格取得支援補助(6件)	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・障害者資格取得支援補助金や、障害者合同就職面接会の開催により、障害者の就労機会の拡充が図られると評価する。 ・30年度のハローワーク上越管内における障害者雇用率は、平成30年12月頃に公表となる予定であるが、近年、障害者雇用者数は増加傾向にあることから、目標はほぼ達成される見込み。	-	有	・障害者の就労機会の拡充を図る。 ・障害者の法定雇用率(民間企業):2.2%以上	・障害者合同就職面接会の開催(2回) ・障害者資格取得支援補助	産業振興課
				26 あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。	・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性サポートセンター事業 ・女性向け人材育成講座の開催 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供	拡充	有	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資する講座の開催及び相談窓口の開設。	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催 ・男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識などに関するセンター講座を全体で11講座以上、出前講座を全体で20講座以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供 ・女性サポートセンター講座の開催3講座 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回)	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催 ・センター講座全体で12講座中、女性の能力発揮支援に関する講座:3講座、出前講座全体で15講座中、女性の能力発揮支援に関する講座:1講座 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供 ・女性サポートセンター事業の実施4講座(4回) ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・女性の能力発揮支援に関するセンター講座と出前講座を各1講座以上開催することとしていたが、いずれも実施の見込みである。 ・各講座参加者の満足度・理解度では、いずれも70~80%程度得られており、市民への意識の浸透が図られてきている。 ・女性サポートセンター事業として、女性の再就職支援セミナーやハラスメントに関するセミナーなどの開催により、女性の能力発揮に資する事業を実施する。 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設により、職業選択などの相談を受けアドバイスを行うことで、女性の就労やキャリアアップに向けた支援につながる見込み。	-	有	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催や、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資する事業の実施及び相談窓口の開設。	・センター講座及び出前講座において、女性の能力発揮支援に関する講座を各1回以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供 ・女性サポートセンター事業の実施 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回)	共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター)
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	(1)誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。	①健診・保健指導等の推進		27 安心して妊娠・出産を迎える支援をすることともに、乳幼児の健全な成長発達を目指し、妊婦や乳幼児の健康診査や訪問指導などを行います。	・妊婦一般健康診査費公費負担 ・乳幼児健康診査 ・妊婦、産婦、新生児への訪問指導 ・低出生体重児等への訪問指導	-	有	・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問および低出生体重児等への訪問指導を実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 平均受診率 94.0% ・妊産婦・新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問および低出生体重児等への訪問指導を実施する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・妊婦一般健康診査費公費負担を継続し、適切な時期に受診するよう妊婦への周知を行っている。 ・乳幼児健康診査受診率は目標を達成する見込みである。未受診者に対しては、はがきや電話等による受診勧奨を行っている。 ・産婦・新生児訪問については、長期入院や里帰り等の理由により訪問できない家庭以外は助産師・保健師による訪問を実施している。	-	有	・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問および低出生体重児等への訪問指導を実施する。	健康づくり推進課
				28 乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。	・各種予防接種の実施	-	有	乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	・乳幼児、小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診での説明等を通じ、引き続き接種勧奨に努める。(接種率96.43%)	・乳幼児、小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時の説明等を通じ、引き続き接種勧奨に努める。(接種率96.43%)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時の説明により、引き続き接種勧奨に努めている。	-	有	乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時の説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能、保育園や幼稚園等でのポスター掲示による勧奨を行い接種につながっている。	健康づくり推進課
				29 幼児期における歯質の向上を図るため、歯科健診や歯の衛生に関する相談、周知、啓発に取り組みます。	・歯科医師の診察、相談 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)	-	有	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践 ・保護者による適切なブラッシングの実践 ・3歳児のむし歯有病率を10%にする。 ・5歳児のむし歯有病率を30%にする。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施。 (3歳児のむし歯有病率:8.0%) (5歳児のむし歯有病率:29.5%)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・1歳児健診から3歳児健診まで半年ごとの歯科健診及び相談、歯科健康教育、フッ化物歯面塗布(希望者)を実施している。 ・1歳児と2歳6か月児健診では集団のブラッシング指導、その他の健診では個別のブラッシング指導を実施している。	-	有	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・保護者による適切なブラッシングの実践 ・3歳児のむし歯有病率を10%にする。 ・5歳児のむし歯有病率を30%にする。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施。	健康づくり推進課 保育課 学校教育課
				30 乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。	・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習	-	有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年200回以上)	・乳幼児健診・離乳食相談会・保育園における健康学習を実施する。	・乳幼児健診・離乳食相談会・保育園における健康学習を実施する。 実施回数:年間354回	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・乳幼児健診や離乳食相談会、保育園において生活習慣の確立のための健康学習を実施している。	-	有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年200回以上)	・乳幼児健診・離乳食相談会・保育園における健康学習を実施する。	健康づくり推進課
				31 障害のある人と付き添いの家族を対象とした、安全・安心に受診できる環境を整えた健康診査を実施します。	・予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応	-	有	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を年2回実施する。 受診者数見込120人。	・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応する。 ・健康診査を年2回実施、受診者数120人	・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応する。 ・健康診査を年2回実施、受診者数120人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を予定通り実施している。	-	有	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を年2回実施する。 受診者数見込120人。	・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応する。	健康づくり推進課
	32 後期高齢者の健康増進や重症化予防等のために健康診査や各種がん検診を実施します。	・市が実施する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診等の各種健診は、70歳以上は無料。	拡充	有	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を実施する。 受診者数見込6,100人 ・がんの早期発見、早期治療に結びつけるため各種がん検診を実施する。 受診者数見込 胃がん9,000人、肺がん18,500人、大腸がん15,000人	・過去5年間に健(検)診を受けた人への個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。 後期高齢者検診6,100人 がん検診 胃がん9,000人、肺がん18,500人、大腸がん15,000人	・過去5年間に健(検)診を受けた人への個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。 後期高齢者検診6,100人 がん検診 胃がん9,000人、肺がん18,500人、大腸がん15,000人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を予定通り実施している。また、個別通知や町内会や老人会の健康講座などを通じて受診勧奨を実施している。	-	有	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を実施する。 受診者数見込6,100人 ・がんの早期発見、早期治療に結びつけるため各種がん検診を実施する。 受診者数見込 胃がん9,000人、肺がん18,500人、大腸がん15,000人	・過去5年間に健(検)診を受けた人への個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。	健康づくり推進課			

第4次人まち計画での位置付け				平成30年度										平成31年度(案)					
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容	担当課	
									計画	実績見込み									
		(2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。	①地域医療体制の充実	33	平日夜間や休日などにおける急患者に対して、応急的な診療を行います。	・年間を通じて休日・夜間診療所の開設	-	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。 (診療所開設日数:365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供している。 (診療所開設日数:365日)	-	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。 (診療所開設日数:365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供	健康づくり推進課 (地域医療推進室)
				34	牧・くろかわ・吉川・清里・安塚・大島・清里歯科・中ノ俣診療所の存続を図り、地域住民が健康で安心して生活ができるよう支援します。	・各診療所の開設 常設診療所 7施設 出張診療所 1施設	-	有	・各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数:8施設)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・診療所8施設を開設し、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援している。	-	有	・各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数:8施設)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援	健康づくり推進課 (地域医療推進室)
				35	中山間地の患者を医療機関へ輸送することにより、医療への不安を解消します。	・中ノ俣地区における患者輸送車の定期運行 ・吉川区川谷地区における患者輸送バスの定期運行	-	有	・無医地区における医療不安を軽減するため、患者輸送車を継続して運行する。 (患者輸送車運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	・無医地区における医療不安を軽減するため、患者輸送車を運行	・無医地区における医療不安を軽減するため、患者輸送車を運行	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行している。 (運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	-	有	・無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行する。 (運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	・無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行	健康づくり推進課 (地域医療推進室)
		(3)誰もが健やかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。	①高齢者福祉の推進	36	要援護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センター職員との連携を図り、必要に応じて情報を発信します。	・訪問による実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催	-	有	・訪問による高齢者の生活の実態把握を行い、高齢者支援等についての情報提供を行うとともに、地域の高齢者の実態と地域に存在する隠れた問題やニーズを把握する。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の資質向上とセンターの機能強化を図る。	・訪問による実態把握と情報発信、情報収集 ・地域包括支援センター職員の研修会開催(年6回)	・訪問による実態把握と情報発信、情報収集 ・地域包括支援センター職員の研修会開催(年6回)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・平成30.4月から地域包括支援センターを保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が揃った1型に再編し、機能強化を図った。 ・包括の再編に伴い、実態把握訪問の実施については、優先順位を高く取り組んでいる。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の資質向上とセンターの機能強化を図る。	-	有	・訪問による高齢者の生活の実態把握を行い、高齢者支援等についての情報提供を行うとともに、地域の高齢者の実態と地域に存在する隠れた問題やニーズを把握する。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の資質向上とセンターの機能強化を図る。	・訪問による実態把握と情報発信、情報収集 ・地域包括支援センター職員の研修会開催(年6回)	高齢者支援課
				37	介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行います。	・介護サービスの拡充 ・必要な介護保険給付	-	有	・第7期介護保険事業計画に基づき、必要な介護サービスの給付を行う。	・必要な介護サービスの給付 ・介護サービスの利用実績を分析し、第7期介護保険事業計画の検証を行う。	・必要な介護サービスの給付 ・介護サービスの利用実績を分析し、第7期介護保険事業計画の検証を行う。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・介護サービス利用実績を把握、分析し、必要な介護サービスの給付を実施している。	-	有	・第7期介護保険事業計画に基づき、必要な介護サービスの給付を行う。	・必要な介護サービスの給付 ・介護サービスの利用実績を分析し、第7期介護保険事業計画の検証を行う。	高齢者支援課
				38	すこやかサロンを始めとした地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施	-	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域において、住民組織化に向けた市民との協議を継続して実施する。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の実施 1,288回 ・社会交流による閉じこもりの予防の実施 2,985回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区で住民組織化の協議の実施	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の実施 1,288回 ・社会交流による閉じこもりの予防の実施 2,985回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区で住民組織化の協議の実施	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の実施、社会交流による閉じこもりの予防の実施により、要介護状態への移行が抑えられている。 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区で住民組織化に向けた協議の実施:H31年度住民組織化を図る地区2地区の予定	-	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の実施 1,288回 ・社会交流による閉じこもりの予防の実施 2,985回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施	高齢者支援課
				39	一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるように支援します。	・高齢者に配食サービスの提供	-	有	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。 ・年間配食見込数:80,718食	・引き続き、制度の周知を行い、利用促進を図る。 ・年間配食見込数:72,750食	・引き続き、制度の周知を行い、利用促進を図る。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・ケアマネジャー等のアセスメントを経た申請について適格な審査、決定を行っているほか、地域包括支援センター等への周知を通して、必要な人に適切にサービスを提供している。	-	有	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。	引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。	高齢者支援課
				40	高齢者にシニアパスポートを交付し、外出のきっかけにしようほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・31施設で高齢者の施設使用料(利用料金)の減免を実施する。	-	有	・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流や健康維持を図り、生きがいづくりに寄与する。 :延べ利用者数 186,000人 :減免補てん金額 41,054千円	・シニアパスポート対象施設に、利用実態等の調査を実施する。 ・老人クラブ会員等の高齢者とシニアパスポートの利用方法等について意見交換を行う。 ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。	・シニアパスポート対象施設に、利用実態等の調査を実施する。 ・老人クラブ会員等の高齢者とシニアパスポートの利用方法等について意見交換を行う。 ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・高齢者の外出を促すことにより、閉じこもりを予防するとともに、家族や仲間との交流を深め、健康を維持し、生きがいのある充実した生活を送る一助となっている。	-	有	・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深めることで健康維持及び生きがいのある充実した生活を送る手助けとする。 :施設には市から減免補てん金を交付) ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。	・シニアパスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供する。 (施設には市から減免補てん金を交付) ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。	高齢者支援課
				41	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと居場所づくりの推進を図ります。	・スポーツ大会や作品展等の開催	-	有	・スポーツや趣味活動などを通して、高齢者の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりに寄与する。 :シニアスポーツ大会 13地区で実施 4,200人 :シニアゲートボール大会 7地区で実施 630人 :シニア作品展 出展 455点、来場者 1,700人	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。 ・老人クラブ連合会等と事業の活性化に向けた意見交換を行う。	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。 ・老人クラブ連合会等と事業の活性化に向けた意見交換を行う。 :シニアスポーツ大会 13地区で実施 3,854人 :シニアゲートボール大会 7地区で実施 630人 :シニア作品展 出展 439点、来場者 1,700人	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・スポーツ大会や作品展の開催等を通じて、参加者同士の交流や世代間の交流を促進し、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげているが、老人クラブの会員数が減少傾向にあることなどから、参加者数等は年間目標を下回る見込み。	-	有	・スポーツや趣味活動などを通して、高齢者同士の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりに寄与する。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。 ・老人クラブ連合会等と事業の活性化に向けた意見交換を行う。	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。 ・老人クラブ連合会等と事業の活性化に向けた意見交換を行う。	高齢者支援課

第4次人まち計画での位置付け				平成30年度										平成31年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容	担当課
									計画	実績見込み								
			42	高齢者の福祉の増進と能力を生かした活力ある地域社会づくりを支援するため、シルバー人材センターに補助金を交付します。	・シルバー人材センターへの補助金の交付	-	有	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の福祉の増進及び地域社会の活性化を推進する。	・高齢者の福祉の増進及び地域社会の活性化を推進するため、シルバー人材センターへ補助金を交付する。 上越市シルバー人材センター補助金額 17,801千円	・高齢者の福祉の増進及び地域社会の活性化を推進するため、シルバー人材センターへ補助金を交付。 上越市シルバー人材センター補助金額 17,801千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・シルバー人材センターへ補助金を行うことにより、高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりを支援している。	-	有	高齢者に対し就業を通じて生きがいの場を提供する、シルバー人材センターを支援することにより、高齢者の福祉の増進及び地域社会の活性化を推進する。	・高齢者の福祉の増進及び地域社会の活性化を推進するため、シルバー人材センターへ補助金を交付する。	高齢者支援課
			43	高齢者の地域福祉活動、教養活動及び健康増進活動への参加を促し、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加を支援するため、補助金を交付します。	・老人クラブへの補助金の交付	-	有	・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。	・老人クラブの活性化に向け、老人クラブ連合会の各種事業に対する自己評価等を踏まえ、事業の見直しについて意見交換を行う。 ・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 :単位老人クラブ補助金 老人クラブ連合会加入団体 交付額 18,081千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 863千円 :老人クラブ連合会連絡協議会 補助金 交付額 6,965千円	・老人クラブの活性化に向け、老人クラブ連合会の各種事業に対する自己評価等を踏まえ、事業の見直しについて意見交換を行う。 ・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援。 :単位老人クラブ補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 18,081千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 863千円 :老人クラブ連合会連絡協議会 補助金 交付額 6,965千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・老人クラブ連合会に加入している老人クラブ、及び老人クラブ連合会に加入していない団体へ補助金を交付することにより、高齢者の生きがいと健康づくり活動を支援している。	-	有	会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。	・老人クラブへの補助金を交付し、活動支援する。 :単位老人クラブ補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 老人クラブ連合会未加入団体 :老人クラブ連合会連絡協議会	高齢者支援課
			44	高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場や世代を超えた交流の場を提供します。	・シニアセンターにおける常設ギャラリーの展示、談話室の提供	-	有	・シニアセンター(本町ふれあい館及び直江津ふれあい館)を設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 入館者数 :本町ふれあい館 13,200人 :直江津ふれあい館 3,500人	・毎月の広報上越で作品展示について周知を行う。 ・公民館等で活動している団体など新規利用団体による展示が増えるよう、周知を図る。	・毎月の広報上越で作品展示について周知を行う。 ・公民館等で活動している団体など新規利用団体による展示が増えるよう、周知を図る。 入館者数 :本町ふれあい館 12,335人 :直江津ふれあい館 3,391人	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・シニアセンターにおける作品展示や談話室の提供を通じ、高齢者の創作活動や世代を超えた交流が促進され、生きがいづくりや社会参加を図っているが、入館者は目標数を下回る見込み。	-	有	シニアセンター(本町ふれあい館及び直江津ふれあい館)を設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。	・毎月の広報上越で作品展示について周知を行う。 ・公民館等で活動している団体など新規利用団体による展示が増えるよう、周知を図る。	高齢者支援課
			45	高齢者に関連した行政情報をラジオにより的確にわかりやすく発信します。	・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供	-	有	・コミュニティFM放送から、高齢者へ行政情報などがタイムリーに伝わるよう話題を選定するとともに、聴取機会を拡充しながら、より身近な情報を提供することでリスナーを増加させる。	・リスナーの拡大につなげるために29年度から開始したインターネット放送を継続するとともに、各地で開催されるイベントや地域の活動などの現場に向いて、その様子を伝える出張放送を継続する。	・リスナーの拡大につなげるために29年度から開始したインターネット放送を継続するとともに、各地で開催されるイベントや地域の活動などの現場に向いて、その様子を伝える出張放送を継続する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・インターネット放送を継続するとともに、計画通り出張放送を行っている。	-	有	・コミュニティFM放送から、高齢者へ行政情報などがタイムリーに伝わるよう話題を選定するとともに、聴取機会を拡充しながら、より身近な情報を提供することでリスナーを増加させる。	・リスナーの拡大につなげるため、インターネット放送を継続するとともに、各地で開催されるイベントや地域の活動などの現場に向いて、その様子を伝える出張放送を継続する。	広報対話課
		②障害者福祉の推進	46	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。	・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催	-	有	・地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、施策に反映できるよう実施する。 ・上越市自立支援協議会の開催 全体会議(年2回)、運営調整会議(月1回)、専門部会(月1回)、ケアマネージメント連絡会(月1回) ※各専門部会の取組内容については今後協議	・各専門部会にて地域課題の抽出及び支援策について集中的に検討する。 ・各専門部会の検討について運営調整会議にて情報共有を行うとともに、自立支援協議会への議案提出を行う。 ・自立支援協議会において各専門部会であがった課題及び支援策について検討を行い、市に対して提言を行う。 ・自立支援協議会からの提言を受け、課題解決の支援策について施策反映に繋げる。	・各専門部会にて地域課題の抽出及び支援策について集中的に検討する。 ・各専門部会の検討について運営調整会議にて情報共有を行うとともに、自立支援協議会への議案提出を行う。 ・自立支援協議会において各専門部会であがった課題及び支援策について検討を行い、市に対して提言を行う。 ・自立支援協議会からの提言を受け、課題解決の支援策について施策反映に繋げる。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害に関する課題解決に向けた議論を実施。専門部会については設置の準備に時間を要したが、9月時点では毎月開催を行っており、障害に関する課題の協議を進めている。 【会議の実施状況(9月時点)】 運営調整会議(4回開催) 専門部会 ・成年後見制度利用促進検討部会(1回開催) ・就労支援関係事業検討部会(2回開催) ・重心・医ケア部会(3回開催) ・ケアマネジメント連絡会(6回開催)	-	有	・地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、施策に反映できるよう実施する。 ・上越市自立支援協議会の開催 全体会議(年2回)、運営調整会議、専門部会、ケアマネージメント連絡会(月1回)	・各専門部会にて地域課題の抽出及び支援策について集中的に検討する。 ・各専門部会の検討について運営調整会議にて情報共有を行うとともに、自立支援協議会への議案提出を行う。 ・自立支援協議会において各専門部会であがった課題及び支援策について検討を行い、市に対して提言を行う。 ・自立支援協議会からの提言を受け、課題解決の支援策について施策反映に繋げる。	福祉課
			47	障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活を送ることができるよう支援します。	・障害福祉サービスの給付を行い、障害のある人の生活支援を行う。	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。	・障害福祉サービスの給付による生活支援を行う(ヘルパーによる家事支援、障害福祉事業所への通所、短期入所施設の利用など)。 ・平成30年4月の制度改正に伴う対応を行う。(新規サービスの創設、高齢障害者の介護保険制度への円滑な移行) ※移行者目標については、身体障害者で介護保険サービスを利用していない65歳以上の18名のうち、9名以上の移行を見込む。 ※新規サービスについては制度の詳細が明らかとなっていないため、現時点では目標設定は行えない。	・障害福祉サービスの給付による生活支援を行う(ヘルパーによる家事支援、障害福祉事業所への通所、短期入所施設の利用など)。 ・平成30年4月の制度改正に伴う対応を行う。(新規サービスの創設、高齢障害者の介護保険制度への円滑な移行) ※高齢障害者の介護保険制度への移行については、関係部署と協議を行い、移行に関する手順を作成のうえ進めていく。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・障害福祉サービスの給付による生活支援を実施している。 ・平成30年4月の制度改正に伴う対応については、国及び、県と連携を行い、事業者へ新規サービスの案内を進めている。 ・高齢障害者の介護保険制度への移行について、対象者の抽出を行っており、移行に関する手順を整理を進めている。	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。 【対応案件】 ・事業者への新サービスの周知 ・共生型サービスの拡充(障害サービスと介護保険サービスの連携) ・高齢障害者の助成(新高齢障害福祉サービスの適切な給付)	福祉課	
			48	心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。	・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成	-	有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	・医療費の助成や手当を給付する。 重度心身障害者医療費助成 5,370人 466,886千円	・医療費の助成や手当を給付する。 重度心身障害者医療費助成 5,370人 466,886千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・医療費の助成や手当を給付し、障害のある人の経済的負担を軽減している。	-	有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	・医療費の助成や手当を給付する。	福祉課
			49	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。	・特別な配慮が必要と認められる児童の保育	-	有	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。 実利用者見込み 355人	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。 実利用者 355人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、適切に保育サービスを提供している。	-	有	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。 実利用者見込み 355人	保育課

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	平成30年度				平成31年度(案)				担当課					
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性				予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	取組の方向性		予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		
									計画	実績見込み										
					50	発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び保育に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者の疾病等により子どもを預かる障害児一時保育を実施	拡充	有	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施する。 ・子ども発達支援センター紹介パンフレットを作成するほか、休日にセンター体験・見学会を開催する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数 42件	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施する。 ・子ども発達支援センター紹介パンフレットを作成した。 ・休日にセンター体験・見学会を開催する(年2回)。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数 34件	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施している。 ・子ども発達支援センター紹介パンフレットを作成したほか、6月(休日)にセンター体験・見学会を開催した(11月も開催予定)。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施している。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 34件(計画の81%)	-	有	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 35件	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 35件	すこやかなくらし包括支援センター(子ども発達支援センター)
					51	障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。	・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給	-	有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。 ・補装具 476件 47,018千円 ・日常生活用具 4,318件 43,205千円	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。 ・補装具 476件 47,018千円 ・日常生活用具 4,318件 43,205千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付及び補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境の改善や日常生活の向上を図っている。	-	有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。 ・補装具480件 46,943千円 ・日常生活用具4,400件 44,984千円	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。	福祉課	
					52	障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけにしてもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・障害者手帳等所持者の公共施設の利用料等の軽減を実施	-	無	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援する。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施。 【公共施設の使用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者が利用した際に、利用料金の50%を減免した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活を送れるよう支援している。	-	無	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援する。 【公共施設の使用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者が利用した際に、利用料金の50%を減免した。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施。	福祉課	
					53	障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金等の助成や福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成	・タクシー利用料金等の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成	拡充	有	・タクシー利用券、燃料券の交付、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援する(適切な運送の実施の確保と関係者の合意形成)。 【タクシー利用券等の助成】 タクシー利用券:2,209人、41,883千円 ※1人あたりの助成額を19,000円から24,000円へ増額 燃料券:2,736人、49,718千円 燃料費:778人、14,782千円 【運転免許取得費の助成】 3件、300千円 【自動車改造費の助成(本人運転)】 5件、500千円 【介護者用自動車改造費の助成】 11件、3,700千円 【福祉バス運行業務】(車両2台) ふれあい号 (稼働日:215日、距離:26,780 <sup>キロメートル</sup> ) フレンド号 (稼働日:176日、距離:20,110 <sup>キロメートル</sup> ) ・福祉有償運送実施団体の運営の支援(運営協議会の開催・更新手続きの案内等)	・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用券、自動車改造費等の助成や福祉バスを運行する。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援する(適切な運送の実施の確保と関係者の合意形成)。 【タクシー利用券等の助成】 タクシー利用券:2,209人、41,883千円 ※1人あたりの助成額を19,000円から24,000円へ増額 燃料券:2,736人、49,718千円 燃料費:778人、14,782千円 【運転免許取得費の助成】 3件、300千円 【自動車改造費の助成(本人運転)】 5件、500千円 【介護者用自動車改造費の助成】 11件、3,700千円 【福祉バス運行業務】(車両2台) ふれあい号 (稼働日:215日、距離:26,780 <sup>キロメートル</sup> ) フレンド号 (稼働日:176日、距離:20,110 <sup>キロメートル</sup> ) ・福祉有償運送実施団体の運営の支援(運営協議会の開催・更新手続きの案内等)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・タクシー利用券、燃料券の交付、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進が図られている。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援することができている。	-	有	・タクシー利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援することができている。 【タクシー利用料金等助成】 タクシー利用券の交付…1人あたり24,000円 燃料券の交付…1人あたり19,000円 燃料費助成…1人あたり19,000円 【運転免許取得費の助成】 助成額:免許取得費用の2/3(10万円限度) 【自動車改造費の助成(本人運転)】 助成額:10万円限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額:改造費用(60万円)を超える場合は60万円)に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】(車両2台) ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、平成29年7月に運営協議会を実施。2団体の更新審議の他、事業の運営状況について確認を実施した。	・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用券、自動車改造費等の助成や福祉バスを運行する。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援する(適切な運送の実施の確保と関係者の合意形成)。 【タクシー利用料金等助成】 タクシー利用券の交付…1人あたり24,000円 燃料券の交付…1人あたり19,000円 燃料費助成…1人あたり19,000円 【運転免許取得費の助成】 助成額:免許取得費用の2/3(10万円限度) 【自動車改造費の助成(本人運転)】 助成額:10万円限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額:改造費用(60万円)を超える場合は60万円)に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】(車両2台) ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、平成29年7月に運営協議会を実施。2団体の更新審議の他、事業の運営状況について確認を実施した。	福祉課	
					54	手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。	・手話通訳者の派遣及び手話奉仕員の養成	-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の早期育成と、手話への理解が進むよう市民に向け周知する。 ・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に養成講座を開催と手話への理解が進むよう周知活動の実施。 手話奉仕員入門講座(受講人数):15人	・手話通訳者等の派遣により聴覚に障害のある人のコミュニケーションをスムーズにする。 手話通訳派遣回数:431回、派遣人数:579人 ・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に養成講座を開催と手話への理解が進むよう周知活動の実施。 また、手話通訳養成講座のテキストを補助し受講者の確保に努める。 手話通訳養成講座(入門編)受講人数:9人 ※入門編ほか手話体験講座・手話ステップアップ講座等も開催。	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・手話通訳者の派遣依頼に対しほぼ派遣することができコミュニケーションもスムーズに入っている。 ・手話通訳者資格取得に向けての講座開催を予定通り実施出来ているが、受講者は9人となっている。	-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の早期育成を図る。 ・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に養成講座を開催する。	・手話通訳者等の派遣により、聴覚に障害のある人のコミュニケーションのスムーズ化を図る。 ・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に養成講座を開催する。	福祉課	
					55	市ホームページの読み上げ機能を活用し、視覚に障害のある人が利用しやすい環境を整えます。	・アクセシビリティ方針に基づく、新規および更新ページのチェック	-	有	・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示している。	-	有	・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示する。	広報対話課
					56	市の広報紙の内容をCDやテープに録音し、視覚に障害のある人に提供します。	・CDやカセットテープによる情報提供	-	有	・視覚に障害のある人へ市の広報紙の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ市の広報紙をCDやカセットテープに録音し情報提供する。	・視覚に障害のある人へ市の広報紙をCDやカセットテープに録音し情報提供する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・視覚に障害のある人へ市政情報をCD、カセットテープに録音し提供している。	-	有	・視覚に障害のある人へ市の広報紙の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ市の広報紙をCDやカセットテープに録音し情報提供した。	福祉課



第4次人まち計画での位置付け				平成30年度										平成31年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容	担当課
									計画	実績見込み								
		③子育て・療育支援の充実	57	保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。	・0・1歳児、障害児の保育受入 ・午後7時までの延長保育を実施 ・一時預かりを実施 ・24時間保育・休日保育の実施 ・病児・病後児保育事業の実施	-	有	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供する。 0・1歳児(実利用者見込み) 1,168人 障害児保育(実利用者見込み) 355人 一時預かり(延べ利用者見込み) 7,781人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み) 32,518人 休日保育(延べ利用者見込み) 582人 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 【延べ利用者数(見込み)】 ファミリーヘルプ保育園 8,851人 病児・病後児保育室 5,072人	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供する。 0・1歳児(実利用者) 1,133人 障害児保育(実利用者) 274人 一時預かり(延べ利用者) 7,694人 午後7時までの延長保育(延べ利用者) 52,650人 休日保育(延べ利用者) 510人 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 【延べ利用者数】 ファミリーヘルプ保育園 11,239人 病児・病後児保育室 5,443人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供している。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供している。	-	有	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供する。 0・1歳児(実利用者見込み) 1,133人 障害児保育(実利用者見込み) 274人 一時預かり(延べ利用者見込み) 7,694人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み) 52,650人 休日保育(延べ利用者見込み) 510人 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 【延べ利用者数(見込み)】 ファミリーヘルプ保育園 11,239人 病児・病後児保育室 5,443人	保育課
		(再掲 No.50)	58	子どもの発達に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び発達に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者の疾病等により子どもを預かる障害児一時保育を実施	拡充	有	・子どもの発達、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施する。 ・子ども発達支援センター紹介パンフレットを作成するほか、休日にセンター体験・見学会を開催する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 42件	・子どもの発達、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施する。 ・子ども発達支援センター紹介パンフレットを作成したほか、休日にセンター体験・見学会を開催する(年2回)。 ・休日(休日に)にセンター体験・見学会を開催した(11月も開催予定)。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施している。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 34件(計画の81%)	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・子どもの発達、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施している。 ・子ども発達支援センター紹介パンフレットを作成したほか、6月(休日)にセンター体験・見学会を開催した(11月も開催予定)。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施している。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 34件(計画の81%)	-	有	・子どもの発達、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 35件	・子どもの発達、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 35件	すこやかなくらし包括支援センター(子ども発達支援センター)	
5	誰もが互いに支え合うための自主的な活動が促進されるまちづくり	(1)ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進するとともに、ボランティアを必要とする人の利用促進を図ります。	59	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	・NPO・ボランティアセンターの運営	見直し	有	・市民活動への参画促進と市民活動団体同士の連携が図られるよう、市民活動体験ツアーや市民活動交流会(ソーシャルビジネスに関するセミナー、参集目標:20人)を開催するほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・市民活動体験ツアー:2回開催 ・市民活動交流会:交流型2回、テーマ型4回開催(テーマ型交流会においてソーシャルビジネスに関するセミナー等を開催) ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約370団体・個人)に対して配信	A:計画どおりすべて実施(100%)	C:目標を達成できなかった	・事業の実施を通じたきっかけやつながりがつくりは図られたが、市民活動への参画や市民活動団体同士の連携には直ちに結び付かない面がある。	-	有	・市民活動への参画促進と市民活動団体同士の連携が図られるよう、市民活動体験ツアーや市民活動交流会(参集目標:20人)を開催するほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・市民活動体験ツアー:1回開催 ・市民活動交流会:交流型1回、テーマ型2回開催(テーマ型交流会においてソーシャルビジネスに関するセミナー等を開催) ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約370団体・個人)に対して配信。	共生まちづくり課	
		地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。	60	地域コミュニティが抱える課題などの相談	・地域コミュニティ活動サポート事業 ・地域コミュニティが抱える課題などの相談	-	有	・町内会等へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する町内会等へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。(新規実施団体 3団体、フォローアップ団体 3団体(平成29年度に実施した団体))	・町内会等へアドバイザーを派遣し、地域の課題解決を支援した。 ・新規3団体(中央3丁目天王町、三和区桑曽根の各町内会、板倉まちづくり振興会) ・フォローアップ団体3町内会(頭城区柳町、清里区梨平、名立区森)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・事業実施後も地域が主体となって課題解決に向けた話し合いが進められているほか、話し合いの結果に基づく地域活動に結び付いた事例も現れている。	-	有	・町内会等へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する町内会等へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。(新規実施団体 3団体、フォローアップ団体 3団体の実施)	・町内会等へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 ・新規実施団体 3団体(予定) ・フォローアップ団体 3団体(平成30年度に実施した団体)	共生まちづくり課	
		育児の援助を受けた人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	61	・ファミリーサポートセンターの運営	-	有	・新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催)	依頼会員からのニーズに対応できるような提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・依頼はすべて受けることができているほか、依頼会員のニーズに見合った提供会員を調整することができている。 ・広報上越に会員募集の記事の掲載や各種団体等を対象に説明会を行うなど提供会員の確保に努めていることから、目標達成と見込む。	-	有	・新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催)	こども課	
		地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。	62	新総合事業の訪問型サービスB(有償ボランティアによる家事支援)を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。	拡充	有	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、既に活動している有償ボランティアのフォローアップを図る。 ・有償ボランティア養成講座登録者数80人	・訪問型サービスBの担い手養成のため、有償ボランティア養成講座について、広報上越やチラシなどで周知を行うとともに、各区総合事務所等と連携しながら参加者を募り、制度の利用促進を図る。 ・有償ボランティア養成講座を6回開催。 ・担い手フォローアップ講座を2回開催。 ・有償ボランティア新規登録者数80人	・訪問型サービスBの担い手養成のため、有償ボランティア養成講座について、広報上越やチラシなどで周知を行うとともに、各区総合事務所等と連携しながら参加者を募り、制度の利用促進を図る。 ・有償ボランティア養成講座を6回開催。 ・担い手フォローアップ講座を2回開催。 ・有償ボランティア新規登録者数80人	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・地域包括支援センター等への周知を通して、必要の人に適切にサービスを提供している。 ・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図っている。平成30年9月20日現在、全6回開催のうち4回終了し、新規登録者40人であり、引き続き目標達成できるよう取り組む。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済みで未登録となっている方への登録勧奨を通じた担い手確保を図っている。	-	有	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、既に活動している有償ボランティアのフォローアップを図る。 ・有償ボランティア養成講座登録者数80人	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済みで未登録となっている方への登録勧奨を通じた担い手確保を図る。	高齢者支援課	

第4次人まち計画での位置付け				平成30年度										平成31年度(案)					
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容	担当課	
									計画	実績見込み									
			63	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしているよう、地域における見守りの体制を構築します。	・高齢者見守り支援ネットワーク事業 ・認知症サポーター養成講座	拡充	有	・小中学校や、町内会、事業所等において、認知症を正しく理解し、地域において認知症の人をゆるやかに見守るための認知症サポーター養成講座を開催する。 ・地域での見守り活動の実例を町内会に紹介するなど、地域での日常的な見守り活動を支援する。	・認知症サポーター養成講座を実施し、サポーターを養成する(2,300人)。 ・地域で行われている見守り活動の実例を広く町内会に紹介する。 ・高齢者見守り協力事業所との意見交換等を行い、連携強化を図る。	・認知症サポーター養成講座を実施し、サポーターを養成する(2,300人)。 ・高齢者等見守り支援ネットワーク会議の開催を通して、見守り支援の強化に向けた今後の具体的な取組内容を定め、地域の実情に合った見守り支援の検討の場の設置(地域での見守り活動の事例紹介を含む)、協力事業所との意見交換等を行う。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・町内会や事業所、放課後児童クラブで認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を広めている。 ・見守り支援の強化に向けた今後の具体的な取組内容を定め、地域の実情に合った見守り支援の検討の場(地域での見守り活動の事例紹介を含む)の設置、協力事業所との意見交換等を行うこととしている(下半期の予定)。	-	有	・小中学校や、町内会、事業所等において、認知症を正しく理解し、地域において認知症の人をゆるやかに見守るための認知症サポーター養成講座を開催し、2,300人のサポーターを養成する。 ・地域の実情に合った見守り支援の充実について検討する場を設け、地域で行われている見守り活動の実例を広く町内会に紹介しながら、実践活動に繋げていく。	高齢者支援課		
			64	高齢者相互の支援やボランティア活動の普及を推進します。	・シニアサポートセンター事業 ・ボランティア助成制度「美助っ人さん」	-	有	・上越市社会福祉協議会、地域包括支援センターなど、関係機関と連携し、支援を必要とする人が確実に助成を受けられるよう、周知を図る。	・家事援助を中心とした軽度な支援に有償ボランティア(訪問型サービスB、シニアサポートセンター、ほっと安心生活サポーター)を利用する際、ボランティア利用料の一部を助成する。 ・延べ利用件数6,756件	・家事援助を中心とした軽度な支援に有償ボランティア(訪問型サービスB、シニアサポートセンター、ほっと安心生活サポーター)を利用する際、ボランティア利用料の一部を助成する。 ・延べ利用件数6,756件	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	地域包括支援センター等への周知を通して、必要な人に適切にサービスを提供している。	-	有	地域包括支援センター等への周知を通して、必要な人に適切にサービスを提供する。	地域包括支援センターなど、関係機関と連携し、支援を必要とする人が助成を受けられるよう、周知を図る。 ・家事援助を中心とした軽度な支援に有償ボランティア(訪問型サービスB、シニアサポートセンター、ほっと安心生活サポーター)を利用する際、ボランティア利用料の一部を助成する。	高齢者支援課	
6	誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちづくり	(1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。	①防災対策や避難支援体制の充実	65	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。	・安全メールによる情報発信	-	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報を適時的確に発信する。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を適時的確に発信する。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を適時的確に発信する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・安全メールを活用し適時的確に情報を発信している。	-	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報を適時的確に発信する。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を適時的確に発信する。	市民安全課
				66	災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	・ハザードマップの作成・配布 ・防災行政無線等の整備、運用 ・防災気象情報の提供	-	有	・新潟県が公表した新たな浸水想定を踏まえ、今後の当市における津波対策を検討する。(ハザードマップの作成時期は未定) ・洪水ハザードマップは、平成30年度に国及び新潟県の新たな浸水想定に基づき、避難場所の見直し等を行い、現行のハザードマップを更新し、全戸配布する。 ・新潟県による土砂災害警戒区域の追加指定等に伴い、既存の土砂災害ハザードマップを修正し、関係地区に配布する。 ・防災行政無線システムを確実に使用できる状態を常時保つ。 ・市民向け防災気象サイトとして、公的機関及び民間気象サイト等の外部サイトリンクを集めた「防災気象情報リンク集」を運用する。住民の自主避難の判断に必要な防災情報を提示し早目の対策をとってもらう。またサイトを通じて住民向けの防災啓発を行う。	・新潟県が公表した新たな浸水想定を踏まえ、県とともに今後の当市における津波対策を検討する。 ・洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを更新する。 ・防災行政無線システム等の保守点検を行う。 ・「防災気象情報リンク集」を運営する。その中で、新たなコンテンツを追加する必要があるらば対応する。また、リンク切れの確認や、防災啓発ページのリンク追加等も検討する。	・新潟県が公表した新たな浸水想定を踏まえ、県とともに今後の当市における津波対策を検討する。 ・洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを更新する。 ・防災行政無線システム等の保守点検を行う。 ・「防災気象情報リンク集」を運営する。その中で、新たなコンテンツを追加する必要があるらば対応する。また、リンク切れの確認や、防災啓発ページのリンク追加等も検討する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・新潟県が公表した新たな浸水想定を踏まえ、今後の当市における津波対策について、有識者の意見を聞きながら検討する。 ・洪水ハザードマップは、住民ワークショップを実施し、避難所の見直しを行い、その結果を反映させたものを全戸配布する。 ・土砂災害ハザードマップについて、平成31年3月末配布予定) ・土砂災害ハザードマップは、作成済マップ12種類について土砂災害警戒区域の追加や避難所の見直し等の情報を更新し、全戸配布する。(平成31年2月完了予定) ・防災行政無線システム等の保守点検を行った。 ・「防災気象情報リンク集」について、新たに必要と思われる情報先として外部リンクの追加や、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的実施している。	-	有	・平成30年度の検討結果をもとに津波対策を行う。 ・平成30年度末に全戸配布する洪水ハザードマップを用いて住民説明会を実施する。 ・土砂災害ハザードマップについて、土砂災害警戒区域が追加された地区の内、平成30年度に更新できなかった地区を同様に更新し、関係地区へ配布する。 ・防災行政無線システム等は、保守点検を行い常に使用できる状態を維持する。 ・「防災気象情報リンク集」の安定運用及びサイトを通じた防災啓発を図る。	・平成30年度の検討結果をもとに津波対策を行う。 ・洪水ハザードマップを利用して、住民説明会を開催し、住民自らが避難判断・行動を迅速かつ正確に行うことができるようにする。 ・土砂災害ハザードマップについて、土砂災害警戒区域が追加された地区の内、平成30年度に更新できなかった地区について同様に更新し、住民自らが避難判断・行動を迅速かつ正確に行うことができるようにする。 ・防災行政無線システム等の保守点検を行い常に使用できる状態を維持する。 ・「防災気象情報リンク集」の使いやすさを考え、また確実にアクセスができる様にリンク切れがないか確認する。住民の自主避難の判断に必要な防災情報をリンク集として提示し、早目の対応をとってもらう。またサイトを通じて住民向けの防災啓発を行う。	危機管理課
				67	要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	・要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。	-	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。	・県計画の変更に合わせて修正を行う。	・県計画の変更に合わせて修正を行う。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・県計画の変更に合わせて修正を行っている(年度内完了予定)。	-	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。	・県計画の変更に合わせて修正を行う。	市民安全課
				68	要配慮者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。	・要配慮者名簿の充実 ・個別避難計画策定の支援	-	有	・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率を95%以上とする。 ・民生委員・児童委員の協力を得ながら、避難行動要支援(同意)者名簿を整備するとともに、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察署、消防署、地域包括支援センター等)へ名簿情報を提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。	・民生委員・児童委員の協力を得ながら、避難行動要支援(同意)者名簿を整備するとともに、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察署、消防署、地域包括支援センター等)へ名簿情報を提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 ・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率91.1%。	・民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を整理し、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察署、消防署、地域包括支援センターなど)に必要な情報を提供している。 ・対象者名簿の更新を3か月に1回行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報提供を行うとともに、町内会の協力を得て、福祉避難所避難対象者の避難支援者の選定を行っている。 ・防災訓練を契機に複数の町内会が参加する地域の集会に出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行っている。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を整理し、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察署、消防署、地域包括支援センターなど)に必要な情報を提供している。 ・対象者名簿の更新を3か月に1回行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報提供を行うとともに、町内会の協力を得て、福祉避難所避難対象者の避難支援者の選定を行っている。 ・防災訓練を契機に複数の町内会が参加する地域の集会に出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行っている。	-	有	・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率を95%以上とする。 ・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。	・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率を95%以上とする。 ・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。	高齢者支援課
69	災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。	・避難行動要支援者名簿作成 ・ヘルプカード・安全メールの活用	-	有	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行う。 ・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人の個別避難計画を作成する。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用に災害カード、ヘルプカードを作成する。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人の個別避難計画を作成する。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用に災害カード、ヘルプカードを作成、配布する。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人の個別避難計画を作成する。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用に災害カード、ヘルプカードを作成、配布する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人の個別避難計画を作成する。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用に災害カード、ヘルプカードを作成、配布している。 ・ヘルプカード配布数 60枚(8月末時点)	-	有	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行う。 ・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人への個別避難計画を作成した。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用に災害カード、ヘルプカードを作成、配布する。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人への個別避難計画を作成した。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用に災害カード、ヘルプカードを作成、配布する。	福祉課				

第4次人まち計画での位置付け			平成30年度										平成31年度(案)						
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容	担当課	
									計画	実績見込み									
		②自主防災活動の推進	70	災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。	・防災アドバイザーの派遣 ・防災資機材等整備等の補助 ・防災士の養成	-	有	・自主防災組織の実効性ある活動促進に向け、防災士会との連携による研修会等を開催するほか、防災士の資格取得や資機材整備等を支援する。	・防災士養成講座の開催 50人養成 ・防災アドバイザーの派遣 47回派遣 ・防災資機材等整備に係る補助交付 4,528千円 ・自治区単位での防災研修会の開催	・防災士養成講座の開催 50人養成 ・防災アドバイザーの派遣 47回派遣 ・防災資機材等整備に係る補助交付 4,528千円 ・避難所運営訓練の実施	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・防災士養成講座の開催や防災アドバイザーの派遣、防災資機材整備に対する支援等について、当初予定していた通り進捗している。 ・地元自主防災組織、避難所の施設管理者、避難所開設の市初動対応職員三者が参加の避難所運営訓練を通じ、避難者による自主的な避難所運営の重要性について、参加者から理解を深めていただいている。	-	有	・自主防災組織の実効性ある活動促進に向け、防災士会との連携による研修会等を開催するほか、防災士の資格取得や資機材整備等を支援する。 ・避難者による自主的な避難所運営の重要性について、意識の醸成を図る。	・防災士養成講座の開催 ・防災アドバイザーの派遣 ・防災資機材等整備に係る補助交付 ・市内の指定避難所を会場として、避難所運営訓練を実施。	市民安全課	
		(2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	①防犯対策の充実	71	「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。	・防犯意識の広報啓発 ・防犯教室、講習会の開催 ・防犯情報の提供	-	有	・地域での防犯意識向上に向けた情報提供、啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯教室、出前講座等を開催する。	・地域での防犯意識向上のため防犯講話の実施 ・上越市防犯週間における町内会、団体等の防犯活動取組みの依頼 ・警察、各団体と連携した店舗店頭等での啓発活動の実施 ・幼児、小学生を対象とした防犯教室の実施	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・防犯意識向上のため防犯講話や防犯教室を実施している。 ・上越市防犯週間において、町内会、団体に対し防犯活動の取組依頼を実施している。	-	有	・地域での防犯意識向上に向けた情報提供、啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯教室、出前講座等を開催する。	・地域での防犯意識向上のため防犯講話の実施 ・上越市防犯週間における町内会、団体等の防犯活動取組みの依頼 ・警察、各団体と連携した店舗店頭等での啓発活動の実施 ・幼児、小学生を対象とした防犯教室の実施	市民安全課	
				72	地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援します。	・自主防犯活動の推進 ・人材の育成	-	有	・地域における防犯活動への参加意識の向上に向けた活動を実施する。	・110番協力車による、ながらパトロールの実施	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・110番協力車による、ながらパトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯講話等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図っている。	-	有	・地域における防犯活動への参加意識の向上に向けた活動を実施する。	・110番協力車によるながらパトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯講話等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。	市民安全課	
				73	ハードとソフト両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。	・犯罪の防止に配慮した基盤整備 ・犯罪の防止に配慮した住宅等の啓発 ・児童等の安全確保のための取組の推進	-	無	・地域が安心であると実感できる「体感治安」の向上に向けた取組を実施する。	・市立全小・中学校における通学路の安全点検 ・通話録音装置の無償貸与	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・通学路の安全点検等への対応 ・通話録音装置の無償貸与について広報を実施している。 ・体感治安については、平成30年度までに30%以上とするところ、平成29年度までで31.3%となり、目標を達成している。	-	無	・地域が安心であると実感できる「体感治安」の向上に向けた取組を実施する。	・市立全小・中学校における通学路の安全点検 ・通話録音装置の無償貸与を実施	市民安全課	
		(3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。	①除雪対策の充実	74	要援護世帯を支援するため、雪害による安否確認や除雪支援の必要性などを情報収集します。	・雪害による安否確認や除雪支援の必要性等の情報収集	-	有	・要援護世帯情報を的確に把握し、必要に応じて安否確認等に活用する。	・民生委員に対する対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・民生委員に対する対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、必要となる助成を行っている。	-	有	・支援が必要な世帯への助成を行い、要援護世帯の冬期間における雪害事故を防止し、生活の安全確保を図る。	・民生委員へ対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、助成する。	高齢者支援課	
				75	要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。	・除雪費の一部助成	-	有	・親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直し後の実績等を検証し、助成限度額等の見直しについて検討を行う。	・平成29年度に実施した親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直しを反映した平成29年度冬季の実績等を検証し、助成限度額等の見直しについて検討を行う。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・平成29年度実績を検証し、8割弱の世帯が助成限度額内で賄えており、制度としての必要は満たしていることが確認できた。	-	有	・親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直し後の実績等を今後とも検証し、助成限度額等の見直しの必要性について検討を行う。	・平成29年度に実施した親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直しを反映した平成30年度の実績等(除雪データを含む)を検証し、助成限度額等の見直しの必要性について検討を行う。	高齢者支援課	
				76	通学路を対象とした、きめ細やかな除雪を実施し、冬期間における通学児童の安全確保を図ります。	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める	-	有	・地域から通学路の除雪要望があった場合、実施が可能と判断した路線について、H30年度の除雪計画に反映し、歩道除雪を実施する。 ・毎年11月に町内会と除雪業者と市の3者で行う、地区別除雪会議の場で地域の意見を集約し、可能な場合、当該年度の除雪作業に反映させる。	・地域から通学路の除雪要望があった場合、実施が可能と判断した路線について、H30年度の除雪計画に反映し、歩道除雪を実施する。 ・毎年11月に町内会と除雪業者と市の3者で行う、地区別除雪会議の場で地域の意見を集約し、可能な場合、当該年度の除雪作業に反映させる。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・地域からの要望を受け、現地確認や除雪業者との協議等の結果、歩道除雪延長の延伸を実施し、主に小中学校の通学路の歩行者空間を確保する。	-	有	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図る。 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	・地域から通学路の除雪要望があった場合、実施が可能と判断した路線について、H31年度の除雪計画に反映し、歩道除雪を実施する。 ・毎年11月に町内会と除雪業者と市の3者で行う、地区別除雪会議の場で地域の意見を集約し、可能な場合、当該年度の除雪作業に反映させる。	道路課(雪対策室)	
				77	中山間地域の冬期間における地域住民の安全で安心な生活環境を確保します。	・集落内の主要生活道の除雪、高齢者世帯等の除雪支援及び公共施設等の除雪を集落に委託	-	有	・現在支援している地区では、高齢化と人口減少の進行により、業務を受託できなくなると見込まれることから、集落の実態とニーズに基づいた新たな支援の在り方について検討を進めるほか、現在支援している集落と同様の環境にある集落への支援方法等について検討する。	・引き続き、7地区11集落へ支援業務を委託する。 ・あわせて、新たなニーズや支援の在り方について検討する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・昨年同様7地区11集落へ支援業務を委託したが、新たな支援の在り方については、関係課で協議を継続している。	-	有	・引き続き7地区11集落に対して支援業務を委託するほか、集落の実態とニーズに基づいた新たな支援の在り方について検討を進めるほか、現在支援している集落と同様の環境にある集落への支援方法等について検討する。	・7地区11集落へ支援業務を委託する。 ・地域のニーズの聞き取りや支援の在り方について検討を行っていく。	市民安全課	
				78	中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。	・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援	-	有	・各区において制度の活用を働きかけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。	・各区において1団体以上の受入組織(受入窓口)の設立を目指す。 ・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 地域支え合い体制づくり事業補助金 5地区×5万円	・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 地域支え合い体制づくり事業補助金 1地区×5万円	C:計画どおり実施できなかった	C:目標を達成できなかった	・実施見込み1地区/5地区 ・これまでの施策の取組により、支え合い体制が構築されたことで補助申請を不要とする地区がでてきたことで、事業の利用が低下している。 ・新規で事業活用を希望する地区へ周知を行うとともに、支え合い体制構築に資する事業内容の見直しを検討したい。	-	有	・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。	・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 地域支え合い体制づくり事業補助金 5地区×5万円	自治・地域振興課



第4次人まち計画での位置付け				平成30年度										平成31年度(案)					
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容	担当課	
									計画	実績見込み									
7	公共空間や居住空間において、誰もが快適に暮らせるまちづくり	(1)誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。	①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	79	市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく整備を推進します。	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備(学校施設、公民館、体育施設、観光施設等) ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置	-	無	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を100%を目指す。 ※構造上やむを得ない場合等を除く。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議での適合率を100%とする。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議での適合率を100%とする。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・予算要求時の協議を実施前の審査での確認も確実に行ったため適合率100%とすることができた。	-	無	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を100%を目指す。 ※構造上やむを得ない場合等を除く。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議での適合率を100%とする。	共生まちづくり課
				80	民間の公共施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設(病院、社会福祉施設、商業施設等)の整備に係る協議・指導・助言の実施	-	無	・民間の公共施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を31.8%(H28の適合率)以上とする。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底する。 ・新潟県建築士会上越支部の会合で、誰もが利用しやすい施設を整備することの必要性を説明し、設計者側の意識啓発を図る。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底する。 ・新潟県建築士会上越支部の会合で、誰もが利用しやすい施設を整備することの必要性を説明し、設計者側の意識啓発を図る。 ・適合率36.4%(9月時点)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・助言・指導を行ったことから、目標適合率を達成できる見込みである。 ・新潟県建築士会上越支部の会合で適合への理解と協力を求めるため、説明を行う予定である。	-	無	・民間の公共施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を36.7%(過去10年の平均を上回っている年の平均)以上とする。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底する。 ・新潟県建築士会上越支部の会合で、誰もが利用しやすい施設を整備することの必要性を説明し、設計者側の意識啓発を図る。また、新潟県福祉のまちづくり条例整備適合率について説明し、現状認識を促す。	共生まちづくり課
				81	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	-	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は10件/月×12=120件/年を目標とする。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は10件/月×12=120件/年を目標とする。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行っている。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行っている。	-	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は10件/月×12=120件/年を目標とする。	高齢者支援課
				82	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送れるよう、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	-	有	・住宅リフォームに関する相談は多々あるが、条件に適合しない等の理由により、助成件数は年3件程度であるため、制度の周知により申請件数の増加を図る。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。 6件 1,700,000円	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。 6件 1,700千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害のある人が住み慣れた場所で快適に日常生活を過ごせるよう住環境の整備を行っている。	-	有	・住宅リフォームに関する相談は多々あるが、条件に適合しない等の理由により、助成件数は年3件程度であるため、制度の周知および、消費税10%前の申請件数の増加を図る。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。 6件 2,450千円	福祉課
83	空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。	・所有者等による空き家等の適切な管理の促進	新規	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 ・助言指導通知 1回 ・適正管理依頼 1回	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 ・助言指導通知 2回 ・適正管理依頼 2回+随時	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・空き家対策に関する啓発のほか、所有者等に対して空き家等の適切な管理に向けた助言・指導の通知や適正管理の依頼を行い、危険な空き家が除却されるなど、安全安心な生活環境の確保に向けた取組を行い、空き家を要因とした事故の発生は現時点で無い。	-	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 ・助言指導通知 2回 ・適正管理依頼 2回+随時	建築住宅課				
84	雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。	・補助金の交付	新規	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・補助率:1/2 補助限度額:450千円	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・8件を予定	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。(8件)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・申請のあった8件の工事に補助金を交付し、市民による雁木の整備を推進している。	-	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・補助率:1/2 補助限度額:450千円	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。	文化振興課				

第4次人まち計画での位置付け				平成30年度										平成31年度(案)					
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	取組の方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容	担当課	
									計画	実績見込み									
誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちづくり	(1)誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。	①安全・安心な歩道・道路の整備	85	誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。	・歩道・道路整備の推進	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施 ※道路整備計画の進捗管理にあわせて、下記「H31年度までの整備計画」の延長を見直ししています。 ＜歩道＞ ○H31年度までの整備計画 ・延長…7.3km(14か所) ○H30年度までの実施目標 ・延長…5.2km(着手済14か所) ・実施率…71.2%  ＜道路整備＞ ○H31年度までの整備計画 ・延長…11.3km(26か所) ○H30年度までの実施目標 ・延長…10.8km(着手済25か所) ・実施率…95.6%	・左記の計画内容に基づき実施する。	・左記の計画内容に基づき実施する。  ＜歩道＞ ○H30年度までの実施 ・延長…5.6km(着手済15か所) ・実施率…81.5%  ＜道路整備＞ ○H30年度までの実施 ・延長…11.3km(着手済26か所) ・実施率…96.3%	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・現段階では順調に進捗しており、計画通り実施できる見込み。	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施 ※道路整備計画の進捗管理にあわせて、下記「H31年度までの整備計画」の延長を見直ししています。 ＜歩道＞ ○H31年度までの実施目標 ・延長…6.8km(15か所)  ＜道路整備＞ ○H31年度までの実施目標 ・延長…11.8km(27か所)	・左記の計画内容に基づき実施する。	道路課	
			86	歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路の防犯灯を整備します。	・防犯灯整備	-	有	・通学路3か所に防犯灯を設置する。 ・既存の防犯灯を適正に管理する。	・新設予算計上箇所(通学路)への防犯灯の設置(3か所) ・市が管理する防犯灯の適正管理	・新設予算計上箇所(通学路)への防犯灯の設置(3か所) ・市が管理する防犯灯の適正管理	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・予算計上どおり、通学路への防犯灯の設置を行っている。 ・市が管理する防犯灯を適正に管理している。	-	有	・既存の防犯灯を適正に管理する。 ・市が管理する防犯灯の適正管理	・市が管理する防犯灯の適正管理	市民安全課	
			87	交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。	・カーブミラーの整備	-	有	・新設要望を認めた17か所への設置する。 ・既存のカーブミラーを適正に管理する。	・市が管理するカーブミラーの適正管理 ・新設要望箇所の設置可否判定 ・新設予算計上箇所へのカーブミラーの設置(17か所)	・市が管理するカーブミラーの適正管理 ・新設要望箇所の設置可否判定 ・新設予算計上箇所へのカーブミラーの設置(17か所)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・計画どおり、新設箇所へのカーブミラーの設置を行っている。 ・市が管理するカーブミラーを適正に管理し、安全の確保が図られている。	-	有	・カーブミラーの整備及び適正な維持管理を行い、交通事故の防止を図る。 ・新設要望箇所の設置可否判定 ・新設予算計上箇所へのカーブミラーの設置(4か所)	・市が管理するカーブミラーの適正管理 ・新設要望箇所の設置可否判定 ・新設予算計上箇所へのカーブミラーの設置(4か所)	市民安全課	
	(2)誰もが安全かつ快適に移動できるよう地域公共交通の向上を推進します。	①地域公共交通の利便性の向上と安全・安心な運行	88	地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保します。	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編	-	有	・上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づき、青田線、斐太線、正善寺線、黒岩線、水野線、南川線、黒井駅線の再編を実施し、路線バスの利便性、持続可能性を向上させる。 ・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編を継続的に進めるため、次期交通計画の検討を開始し、現状調査、課題抽出、対応方針の検討等を実施する。	・上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づく青田線、斐太線、正善寺線、黒岩線、水野線、南川線、黒井駅線の再編 ・次期交通計画の策定に向けた現状調査(乗降調査、聞き取り調査、住民アンケート等)、庁内関係各課との協議、地区公共交通懇話会等における区内公共交通の検討等を行い、2年をかけてきめ細やかな交通ネットワークを構築	・上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づく青田線、斐太線、正善寺線、黒岩線、水野線、南川線、黒井駅線の再編を検討 ・次期交通計画の策定に向けた現状調査(乗降調査、聞き取り調査、住民アンケート等)、庁内関係各課との協議、地区公共交通懇話会等における区内公共交通の検討等を行い、2年をかけてきめ細やかな交通ネットワークを構築	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づき、青田線、斐太線、正善寺線、黒岩線、水野線、南川線、黒井駅線の再編については、現在検討中の次期交通計画における見直しとの整合を図るため、次期交通計画の検討とあわせ継続検討し、利便性、持続可能性の向上に取り組むこととした。 ・次期交通計画の検討については、市民アンケート、バスの乗降調査、住民への聞き取り調査等の現状調査を行うとともに、これらを踏まえ、当市の公共交通の方針について基本的な考え方を整理した。	-	有	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編を継続的に進めるため、次期交通計画を策定する。	・次期交通計画の策定に向け、地域別の路線バスの再編方針の検討、地域住民との協議・合意形成、地区公共交通懇話会等における検討、事業者や庁内関係各課との協議等を行う。	新幹線・交通政策課	
			89	※分割・修正運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組めます。	※分割 ・鉄道事業者安定経営支援補助金、バス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保	-	有	※分割 ・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 6,539千円 バス運行対策費補助金 72路線 382,465千円	※分割 ・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 62,595千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 2,852千円 バス運行対策費補助金 72路線 382,465千円	※分割 ・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 62,595千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 2,852千円 バス運行対策費補助金 72路線 382,465千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 ※以下、数値は平成30年度の予算額を記載 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 62,595千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 6,539千円 バス運行対策費補助金 72路線 382,465千円	-	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 ※以下、数値は平成30年度の予算額を記載 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 62,595千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 6,539千円 バス運行対策費補助金 72路線 382,465千円	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 ※以下、数値は平成30年度の予算額を記載 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 62,595千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 6,539千円 バス運行対策費補助金 72路線 382,465千円	新幹線・交通政策課	
			90	※分割 分りやすい運行情報や利用案内の提供に取り組めます。	※分割 ・分りやすい路線系統表示や時刻表、啓発資料の作成	-	有	※分割 ・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。	※分割 ・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成	※分割 ・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・法定協議会や利用者の意見を踏まえ、時刻表の地図に生活に必要な施設を掲載し、より分りやすいものとするほか、啓発資料の内容に改善を加えるなど、公共交通の更なる利用促進を行っている。	-	有	・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成	新幹線・交通政策課	
			91	※分割 運行の安全性・快適性の向上に取り組めます。	※分割 ・国の補助事業の活用による福祉タクシーの導入促進	拡充	無	※分割 ・引き続き、福祉タクシーの導入促進に取り組むとともに、障害のある人が安心して外出できるよう検討し、障害者など交通弱者の移動手段を確保する。	※分割 ・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に対し国の補助制度等の情報発信を行う。 ・福祉タクシーの導入のほか、公共交通、福祉の支援制度(タクシー利用券、福祉有償運送、移動支援サービス等)を関係機関と連携、見直しを行い利便性の向上を図る。 ＜タクシー利用券助成額＞ 1人あたり19,000円から24,000円に増額	※分割 ・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に対し国の補助制度等の情報発信を行う。 ・福祉タクシーの導入のほか、公共交通、福祉の支援制度(タクシー利用券、福祉有償運送、移動支援サービス等)を関係機関と連携、見直しを行い利便性の向上を図る。 ＜タクシー利用券助成額＞ 1人あたり19,000円から24,000円に増額	※分割 ・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に対し国の補助制度等の情報発信を行う。 ・福祉タクシーの導入のほか、公共交通、福祉の支援制度(タクシー利用券、福祉有償運送、移動支援サービス等)を関係機関と連携、見直しを行い利便性の向上を図る。 ＜タクシー利用券助成額＞ 1人あたり19,000円から24,000円に増額	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・福祉タクシーの国の補助制度について、事業者に情報提供を行い、福祉タクシーの購入を行う1社に補助申請の支援を行った。 ・一方、障害のある人が安心して外出できるよう、外出時の見守り支援(移動支援サービス)について、ヘルパーが一人の支援を行う個別支援型とあわせ、ヘルパーが複数人の支援が可能なグループ型の制度を開始。平成30年9月時点において1件のサービス利用を提供した。	-	有	・引き続き、福祉タクシーの導入促進に取り組むとともに、障害のある人が安心して外出できるよう検討し、障害者など交通弱者の移動手段を確保する。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に対し国の補助制度等の情報発信を行う。 ・福祉タクシーの導入のほか、公共交通、福祉の支援制度(タクシー利用券、福祉有償運送、移動支援サービス等)を関係機関と連携、見直しを行い利便性の向上を図る。 ＜タクシー利用券助成額＞ H30年度から1人あたり19,000円から24,000円に増額。あわせてタクシー券利用者を対象に実施したアンケートの結果を踏まえ、タクシー券の利便性向上に向けた検討を進める。	新幹線・交通政策課 福祉課

第4次人にやさしいまちづくり推進計画の平成30年度実施  
計画の進捗状況及び平成31年度実施計画（案）について

1 平成30年度実施計画の進捗状況

(1) 事業の実施状況及び目標達成状況

第4次人にやさしいまちづくり推進計画平成30年度実施計画に掲げた91事業の実績見込みについて評価を行った。事業の実施状況については、82事業が計画どおり実施（100%）、8事業が計画をほぼ実施（80%以上）し、この2つを合わせた割合が全体の98.9%に達していることから、概ね計画どおり各種事業を実施できる見込みである。

また、事業の目標達成状況の見込みについては、74事業が目標達成（100%）、15事業が目標はほぼ達成（80%以上）し、この2つを合わせた割合が全体の97.8%に達していることから、概ね事業の目標を達成できる見込みである。

基本方針	施策の方向	事前配付資料 2対応 ページ	事業数	担当課の評価 上段：事業実施 下段：目標達成				市政モニターアンケート 指標結果
				A	B	C	D	
1 誰もが理解し合えるまちづくり	人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	1	1				達成 2 未達成 1
	相談・支援体制の充実	1～2	11	11				
2 誰もが学べるまちづくり	自立・共生を目指す学校教育環境の充実	3	3	3				達成 1
	市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	3	3	1 2 2 1				
3 誰もが働けるまちづくり	雇用機会の創出	4	5	5 5				達成 1
	職業能力や人材の育成	4～5	3	3 2 1				
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	健診・保健指導等の推進	5	6	6 6				達成 2
	地域医療体制の充実	6	3	3 3				
	高齢者福祉の推進	6～7	10	8 2 8 2				
	障害者福祉の推進	7～8	11	9 2 8 3				
	子育て・療育支援の充実	9	2	1 1 1 1				

基本方針	施策の方向	事前配付資料 2対応 ページ	事業数	担当課の評価 上段：事業実施 下段：目標達成				市政モニターアンケート 指標結果
				A	B	C	D	
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	9~10	6	6				達成 1
				4	1	1		
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	防災対策や避難支援体制の充実	10	5	4	1			未達成 1
	自主防災活動の推進	11	1	1				
	防犯対策の充実	11	3	3				
	除雪対策の充実	11	5	4		1		
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	12	1	1				達成 2 未達成 1
	民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	12	1	1				
	誰もが暮らしやすい住居環境の整備	12	4	4				
8 誰もが移動しやすいまちづくり	安全・安心な歩道・道路の整備	13	3	3				達成 1 未達成 1
	地域公共交通の利便性の向上と安全・安心な運行	13	4	3	1			
合計			91	82	8	1		達成 10 未達成 4
				74	15	2		

※凡例

上段・事業実施 A：計画どおりすべて実施（100%） B：計画をほぼ実施（80%以上）

C：計画どおり実施できなかった D：未実施

下段・目標達成 A：目標達成（100%） B：目標はほぼ達成された（80%以上）

C：目標を達成できなかった D：未実施

(2) 事業の目標達成状況がC評価（目標を達成できなかった）であった事業  
 ・2事業

事前配付資料2 対応ページ	基本方針	事業内容	目標	評価
9	5 誰もが互いに支え合うまちづくり	No.59 共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	市民活動への参画促進と市民活動団体同士の連携が図られるよう、市民活動体験ツアーや市民活動交流会（ソーシャルビジネスに関するセミナー、参集目標：20人）を開催するほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・事業の実施を通じたきっかけやつながりづくりは図られたが、市民活動への参画や市民活動団体同士の連携には直ちに結び付かない面がある。
11	6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	No.78 中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。	各区において制度の活用を働きかけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支え合い体制づくり事業補助金交付の実施予定5地区に対し、実施見込みは1地区である。</li> <li>・これまでの施策の取組により、支え合い体制が構築されたことで補助申請を不要とする地区が増えてきたことで、事業の利用が低下している。</li> <li>・新規で事業活用を希望する地区へ周知を行うとともに、支え合い体制構築に資する事業内容の見直しを検討したい。</li> </ul>

## 2 平成 31 年度実施計画（案）

### (1) 事業の状況

平成 30 年度事業の評価を踏まえ、必要な見直しを行いながら 91 事業を実施する。

基本方針	平成 30 年度 事業数	平成 31 年度 事業数
1 誰もが理解し合えるまちづくり	12	12
2 誰もが学べるまちづくり	6	6
3 誰もが働けるまちづくり	8	8
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	32	32
5 誰もが支え合うまちづくり	6	6
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	14	14
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	6	6
8 誰もが移動しやすいまちづくり	7	7
合 計	91	91